第2期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ

目次

基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成

成果目標1(「生きる力」の確実な育成)

基本施策1	確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実1
1-1	新学習指導要領の着実な実施とファローアップ等(言語活動, 理数教育,
	外国語教育, 情報教育等の充実)1
1-2	ICTの活用等による新たな学びの推進2
1-3	高等学校教育の改善・充実3
1-4	復興に向けた教育の推進3
1-5	社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
	(13-1に後掲)4
基本施策2	豊かな心の育成4
2-1	道徳教育の推進4
2-2	人権教育の推進
2-3	生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実5
2-4	いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底6
2-5	学校における体験活動及び読書活動の充実7
2-6	伝統・文化等に関する教育の推進8
2-7	青少年を有害情報から守るための取組の推進10
2-8	新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等
	(基本施策1-1の再掲)11
2-9	復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)11
基本施策3	健やかな体の育成11
3-1	学校保健, 学校給食, 食育の充実11
3-2	学校や地域における子どものスポーツ機会の充実12
3-3	新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等
	(基本施策1-1の再掲)13
3-4	復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)13
3-5	学校における体験活動の充実(基本施策2-5の一部再掲)13
3-6	主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する
	教育の充実(基本施策19-2に後掲)13

基本施策4	教員の資質能力の総合的な同上 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-13
4-1	学び続ける教員を支援する仕組みの構築-養成・採用・研修の	
	一体的な改革一	13
4-2	大学・大学院における教員養成の改善	14
4-3	教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用	15
4-4	教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化	16
4-5	適切な人事管理の実施の促進	··16
4-6	メリハリある給与体系の確立	17
基本施策5	幼児教育の充実	-17
5-1	幼児教育の質の向上	17
5-2	質の高い幼児教育・保育の総合的提供等	··18
基本施策6	特別なニーズに対応した教育の推進	-18
6-1	円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の)
	基礎となる環境整備等	18
6-2	発達障害のある子どもへの支援の充実	20
6-3	特別支援学校の専門性の一層の強化	20
6-4	海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実・・	··21
基本施策7	各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立 ―	-22
7-1	継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等	22
<u>成果目標2(</u>	課題探求能力の修得)	
基本施策8	学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換 ―	-22
8-1	改革サイクルの確立と学修支援環境整備	22
8-2	専門スタッフの活用と教員の教育力の向上	23
8-3	学修成果の把握に関する研究・開発	24
8-4	「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討・・	··24
8-5	大学院教育の改善・充実	24
8-6	短期大学の役割・機能の検討推進	25
基本施策9	大学等の質の保証	-25
*9-1	大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立	25
9-2	大学情報の積極的発信	26
9-3	大学評価の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
9-4	分野別質保証の取組の推進	27
9-5	国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	27
9-6	専門学校の質保証・向上の取組の推進	28

基本施策10	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築28
10-1	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築28
*10-2	高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換 …29
成果目標3(生	<u> と涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)</u>
基本施策11	現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ——30
11-1	現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進30
11-2	様々な体験活動及び読書活動の推進33
基本施策12	学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進 ―――35
12-1	多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進35
12-2	修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築 …36
12-3	ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・
	活用の推進36
成果目標4(ネ	土会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13	キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続
基本施策13	キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人
基本施策13	
基本施策13 基本施策13	支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人
	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化36
13-1	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 …36
13-1 13-2	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校 段階における職業教育の取組の推進 38
13-1 13-2 *13-3 13-4	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校横断的な職業教育の推進 38各学校段階における職業教育の取組の推進 38
13-1 13-2 *13-3 13-4	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校横断的な職業教育の推進 38各学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校横断的な職業教育の推進 38各学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 40
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校機断的な職業教育の推進 38名学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 40
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校横断的な職業教育の推進 38各学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 40
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5 基本的方向性 成果目標5(社	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校機断的な職業教育の推進 38名学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 40
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5 基本的方向性 成果目標5(社	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校機断的な職業教育の推進 38名学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 402:未来への飛躍を実現する人材の養成と会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成と優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 42を
13-1 13-2 *13-3 13-4 *13-5 基本的方向性 成果目標5(在 基本施策14 14-1	支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化 36社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 38学校横断的な職業教育の推進 38各学校段階における職業教育の取組の推進 38社会への接続支援 39社会人の学び直しの機会の充実 402:未来への飛躍を実現する人材の養成と会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成と優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 42を

44
44
45
47
47
47
50
51
52
53
53
53
54
54
56
56
56
57
59
60
60
61

基本的方向性4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

	基本施策20	絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習	
		環境・協働体制の整備推進63	3
	20-1	社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進6	3
	20-2	地域とともにある学校づくりの推進6	3
	20-3	学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進6	4
	20-4	地域における学び直しに向けた学習機能の強化6	5
	基本施策21	地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進 ——6	6
	*21-1	COC構想を推進する高等教育機関への支援6	6
	基本施策22	豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 ―――67	7
	22-1	コミュニティの協働による家庭教育支援の推進6	7
	22-2	子どもから大人までの生活習慣づくりの推進6	7
А	への甘士 ぬ:	ナウ <i>ルトナ</i> ナニフ 理	
4	つの基本的.	方向性を支える環境整備	
	基本施策23	現場重視の学校運営・地方教育行政の改革69	9
	23-1	地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立6	9
	23-2	地域とともにある学校づくりの推進(基本施策20-2の再掲)6	9
	基本施策24	きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の	
		指導体制の整備70	0
	24-1	学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備 …7	0
	24-2	学び続ける教員を支援する仕組みの構築(基本施策4-1の再掲) …7	0
	24-3	大学・大学院における教員養成の改善(基本施策4-2の再掲) …7	0
	24-4	教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用(基本施策4-3の再掲) …7	0
	24-5	教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化	
		(基本施策4ー4の再掲)7	0
	24-6	適切な人事管理の実施の促進(基本施策4-5の再掲)7	0
	24-7	メリハリある給与体系の確立(基本施策4-6の再掲)7	0
		良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 ――70	
	25-1	良好で質の高い学校施設の整備7	0
	25-2	教材等の教育環境の充実7	2

基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化	7 3
* 26-1 大学におけるガバナンス機能の強化	73
基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに	こ基づく機能の
強化(機能別分化)の推進 ———	73
*27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進	73
27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・	支援
27-3 国公私立大学の枠を超えた大学間連携の促進	<u> </u>
27-4 大学情報の積極的発信(基本施策9-2の再	曷) 74
27-5 大学評価の改善(基本施策9-3の再掲)	75
基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に	応じた施設整備 ―75
28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分	75
28-2 個性・特色に応じた施設整備	75
基本施策29 私立学校の振興	7 6
29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分 …	76
* 29ー2 多元的な資金調達の促進	77
29-3 学校法人に対する経営支援の充実	77
基本施策30 社会教育推進体制の強化	77
30一1 社会教育推進体制の強化	77
東日本大震災からの復旧・復興支援	
* 学びのセーフティネットの構築	 79
絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ――――	8 1
* 震災後の社会を生き抜く力の養成 ーーーーーー	82
創造的復興を実現する人材の養成 ―――――	83

基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標1(「生きる力」の確実な育成)

- 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実
- 1-1 新学習指導要領の着実な実施とファローアップ等(言語活動,理数 教育,外国語教育,情報教育等の充実)
- 改正教育基本法等における「生きる力」の理念を踏まえ、現行学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成を目指しており、この趣旨の実現に向けて、以下の施策等を実施。
- ・学習指導要領の趣旨の徹底や、教育課程編成・実施上の課題や優れた実践 の共有等のための説明会・協議会の実施。
- (教育課程地方説明会の参加実績:平成25年度16万3,308人)
- ・思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、各教科等を通じた言語 活動の充実のための取組を推進。
- (平成26年度:言語活動の充実に関する実践研究の実施)
- ・確かな学力の育成に係る実践的調査研究の実施(学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究等)。
- ・平成25年度に実施した情報活用能力に関する調査の結果を分析し、小・中学生の情報活用能力状況や課題取りまとめ、指導事例集を作成するとともに、高校生を対象とした情報活用能力調査の平成27年度の実施に向けて、その在り方を検討。
- (・理数教育の充実に係る取組を実施(基本施策14-2を参照))
- (・外国語教育の充実に係る取組を実施(基本施策16を参照))
- 児童生徒の学力や学習状況を把握し、全ての教育委員会や学校において 教育施策や指導の充実・改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を 継続的に悉皆で実施するとともに、調査結果等から明らかになった課題の 改善等のため、教育委員会や学校における取組に対する支援等を実施。
- 〇 平成26年11月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」中央教育審議会に諮問。教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方(いわゆる「アクティブ・ラーニング」の充実を含む)等について検討。

- 〇 子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化するため、学校教育法施行規則を改正(平成25年11月29日施行)。
- 平成26年度には、質の高い土曜授業の実施のための支援策や企業・団体等の外部人材を活用して地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動を促進するための支援を実施。平成27年度予算においては、地域の要望等を踏まえ、プログラムの内容を充実するとともに実施校数の拡充を図ることによって、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するための予算(16億円)を計上した。
- 〇 より教育基本法の趣旨に則ったバランスの取れた教科書で子供たちが学ぶことができるよう、「教科書改革実行プラン」に沿って教科書の編集・検定・採択の各段階において必要な制度改善を実施。具体的には、平成26年1月に教科書検定基準を改正するとともに、同年4月には教科書採択制度の改善を図るため教科書無償措置法の改正などを実施。

→ 引き続き、上記の取組を推進するとともに、課題の発見・解決に向け[`] て主体的・協働的に学ぶ学習(アクティブ・ラーニング)の充実を図る。

1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進

- クラウド等の最先端技術を利用しながら、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導事例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する実証研究を実施。
- 〇 ICTを活用した教育の推進を図るため、ICTを活用した教育効果の 検証方法やICTの活用が最適な指導方法、教員のICT活用指導力向上 方法の開発を行うための実証研究を実施。
- 多様な情報端末においてデジタル教材等を利用可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録して、それらを活用した学習活動を可能とするための技術的条件の検討を実施。
- 〇 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している、各地域で情報教育を推進する中核的な役割を担う指導主事等を対象とした教員研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上に努めているところ。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、「授業中にICTを活用して指導する能力」は、平成26年3月現在、69.4%(平成25年3月:67.5%)となっており、年々向上が図られている。
 - (O 言語活動の充実に係る取組を実施(基本施策1-1を参照))

→ ICTを活用した教育の推進を図るため、デジタル教材等の標準化のための取組や、各地域において、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための研究を実施するほか、ICT活用指導力の向上やICTを活用した授業実践を行う体制構築を支援するとともに、過疎地や離島などの人口過少地域において、ICTを活用して遠隔地間をつないだ学校教育及び社会教育に関する実証研究を実施する。

1-3 高等学校教育の改善・充実

- 高等学校教育の質の確保・向上に向け、中央教育審議会では、高等学校教育部会において平成26年6月に「審議まとめ」を取りまとめた。また、高大接続特別部会での審議を経て、平成26年12月に答申を取りまとめ、これに基づき、平成27年1月に高大接続改革実行プランを策定。これらを踏まえ、全ての高校生について、身に付けるべき資質・能力を確実に育み、生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ることができるよう、高等学校段階の基礎学力を評価する新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」導入や、高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直しを開始。
- 〇 高等学校における遠隔教育の導入について、平成26年7月から有識者会議において検討を進め、同年12月に報告を取りまとめ。省令を改正し、これまで原則として認められていなかった全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育を新たに認めることとした(平成27年4月1日施行)。
- 高等学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を多面的に評価する手法について調査研究するため、高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」を実施(平成26年度委託先:20団体)。
 - → 中央教育審議会高等学校教育部会・高大接続特別部会の審議を踏ま[`] え、平成31年度の新テストの導入等高等学校教育の質の確保・向上に 向け、具体的な検討を進める。

1-4 復興に向けた教育の推進

- 〇 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体(自治体・大学・NPO法人等)の取組を支援(平成26年度予算額:5,000万円、委託件数:9件)。
- 〇 児童生徒等が、放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、児童生徒等を対象とした出前授業等を実施。

- → 今後も、被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援の充 実を図っていく。
- → 放射線に関する理解を深化するための出前授業等を引き続き実施している。
- 1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進(13-1に後掲)

基本施策2 豊かな心の育成

2-1 道徳教育の推進

- 〇 教育再生実行会議の第一次提言を受け、道徳の新たな枠組みによる教科 化などの検討を行う「道徳教育の実施に関する懇談会」を開催し、平成2 5年12月に、道徳の時間を「特別の教科 道徳」」(仮称)として位置 付けるべきなどの報告を取りまとめた。その報告を踏まえ、平成26年2 月に道徳に係る教育課程の改善等について、中央教育審議会に諮問し、平 成26年10月に「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申)がな された。本答申等を踏まえ、平成27年3月に道徳の時間を新たに「特別 の教科 道徳」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正 等を実施。
- 道徳教育用教材「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることを狙いとして、新たな教材「私たちの道徳」を作成し、全国の小・中学校に配布。「私たちの道徳」は、平成26年度より使用が開始されており、文部科学省では、より効果的な活用を促進する手引として「『私たちの道徳』活用のための指導資料」を作成し、全国の教員等に配布。
- 〇 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」として、外部講師の派遣や保護者・地域との連携など特色ある取組や地域教材の作成、「私たちの道徳」の活用、教員の指導力向上を目的とした「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催などに対する支援を実施(平成26年度委託団体数:61件)。
 - → 学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上で の課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法がわからない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されており、これらの課題を 解決するための取組を引き続き行う。
- → また、改正学習指導要領の全面実施に向け、その趣旨を広く周知する とともに、学習指導要領解説の改訂や教科用図書検定基準の改正を行う。

2-2 人権教育の推進

- 〇 学校教育に関しては、人権教育の実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施するとともに(平成27年度:43地域・101校)、平成20年3月に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」を周知し、教育委員会や学校等における人権教育の取組の改善・充実を支援。平成23年から「人権教育に関する特色ある実践事例集」を公表。
- 法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権擁護委員が中心となって、学校における総合的な学習の時間等を利用し、子供たちが「いじめ」について考える機会をつくる「人権教室」や、配布された花の種子、球根等を協力して育てることによって、子供たちが生命の尊さを実感し、思いやりの心を体得することを目的とする「人権の花運動」、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施するなど、各種人権啓発活動を実施。【法務省】
 - → 人権教育の推進に関する取組状況調査の結果から、各教育委員会や学校における人権教育の取組についてはおおむねその定着が図られているといえるが、前回の調査時と比べて大きな進展がみられるというまでには至っていない状況にある。今後、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の議論を踏まえつつ、「第三次とりまとめ」の更なる周知・活用促進を図ることなどを通じ、各教育委員会や学校における人権教育の取組の改善・充実を進める。

2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

- 〇 平成26年度予算において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校(1万校:うち200校は小中連携型)及び公立小学校(1万3,800校:うち400校は小中連携型)への配置に加え、公立中学校等への週5日相談体制の導入(200校)等に必要な経費を計上し、スクールソーシャルワーカーについては、全国で1,466人の配置に必要な経費を計上。
- 平成26年度には、より効果的な不登校施策の検討に資するため、有識者会議において「不登校生徒に関する追跡調査」を取りまとめ。中学3年時に不登校であった者の高校中退率が大きく下がる等、この間の学校・教育委員会等の取組の成果が見られる結果となった。
- 〇 平成26年11月には、全国不登校フォーラムを行い、関係者から意見を集めた。加えて、平成27年1月に「不登校に関する調査研究協力者会議」を設置し、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等について更なる検討を実施。

- 〇 平成26年11月には、フリースクール等で学ぶ子供たちへの支援策等を幅広く議論するきっかけとするため、全国フリースクール等フォーラムを開催。平成27年1月に「フリースクール等に関する検討会議」を立ち上げ、フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け、子供たちへの学習支援の在り方、経済的支援の在り方などに関して検討中。
- 〇 平成26年度には、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」 において、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい 自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び 「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、公表。
- 〇 平成27年度予算において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校(1万校:うち300校は小中連携型)及び公立小学校(1万4,000校:うち600校は小中連携型)の配置に加え、引き続き公立中学校等における週5日相談体制の実施(200校)等に必要な経費を計上し、スクールソーシャルワーカーについては、全国で2,247人の配置に必要な経費を計上。また、貧困対策のための重点加配として、スクールカウンセラーで新規に600校計上するとともに、スクールソーシャルワーカーにおいても新規に600人計上。
 - → スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズは年々 高まっており、教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談 を受けることができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャ ルワーカーを活用した教育相談体制を一層整備・充実させる。
 - → 不登校児童生徒及び児童生徒の自殺予防に関する効果的な施策の在り方について、引き続き検討する。

2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

- 平成25年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、暴力行為の発生件数は約6万件、いじめの認知件数は約1 8万6,000件、不登校生徒数は約17万5,000人にのぼるなど、児童生徒の問題行動等は、教育上の大きな課題。
- 〇 平成25年6月、第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立。本法律では、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・学校等の責務を明らかにし、基本方針の策定や組織の設置等について規定。文部科学省では同年10月、法に基づき、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定。「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象にした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針を周知。

- 〇 平成26年度は、同法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、 いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を 講じるため、「いじめ防止対策協議会」を設置。また、いじめの問題に主 体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地で の多様な取組を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開 催。
- 平成26年度において、体罰の実態を把握するための調査等を実施する とともに、調査の結果等も踏まえながら、生徒指導担当者が出席する会議 等で体罰禁止に関する取組の抜本的な強化を求めた。
- 川崎市で発生した中学生殺害事件を受け、丹羽副大臣を主査としたタスクフォースを立ち上げ、児童生徒の安全に関する学校における早期対応の指針を取りまとめるとともに、学校と警察等の関係機関との連携等を推進するため通知を発出。
 - → いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめ防止対策推進法及び基本方針に基づき、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
 - → 体罰は、学校教育法で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等への信頼を失墜させるものであるから、引き続き、その禁止の徹底を図る。

2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実

- 〇 「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援。
- 平成26年度予算においては、引き続き、いじめの未然防止を図るために、農山村漁村等における様々な創意工夫のある体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組を更に促進するために学校数を拡充(269校→468校)。
- 〇 平成27年度予算においては、中学校、高等学校等の学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組(356校)を支援するとともに、教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)を支援することとした。
- 学校における読書活動の充実については、学校図書館法の改正を踏まえ、 地方財政措置等を通じ、図書整備や学校司書の配置を促進するとともに、 全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえ た子供の読書環境の充実に努めた。

【参考】

・宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合

92% (H23) → 94% (H24) →94% (H25) (文部科学省調べ)

全校一斉の読書活動の実施状況(公立学校)

小学校96.2%、中学校87.5%【平成22年5月現在】

→小学校96.7%、中学校88.3%【平成26年5月現在】

・公共図書館との連携状況(公立学校)

小学校73.8%、中学校45.4%【平成22年5月現在】

→小学校76.5%、中学校49.8%【平成24年5月現在】

→ 学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。

2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

- 〇 改正教育基本法の趣旨を踏まえて改訂された学習指導要領では、伝統文化に関する内容の充実が図られている。この現行学習指導要領の趣旨の実現に向けて、以下の施策を実施。
- 現行学習指導要領の趣旨・内容の周知、教育課程編成・実施上の課題等の共有のための説明会・協議会の開催(教育課程地方説明会の参加実績平成25年度:16万3,308人(26年度:集計中))。
- 〇 子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「文化芸術による子供の育成事業」を実施。(文化芸術団体による巡回公演:平成26年度1,797公演、学校への芸術家派遣:平成26年度2,783件)。
- 〇 劇場、音楽堂等が小・中学校等や実演芸術団体と連携・協力を図りつつ 子供たちが一流の実演芸術に触れる機会を提供する事業等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施(採択件数:平成26年度165件)。
- 〇 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が企画する文化芸術の創造発信事業を支援する「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業を実施(採択件数:平成26年度115件)。

- 我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や子供たちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援する「文化遺産を活かした地域活性化事業」を実施(採択件数:平成25年度625件)。平成26年度予算においては、子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する「伝統文化親子教室事業」を、「文化遺産を活かした地域活性化事業」から独立した事業として創設し、これに係る予算を計上(12億円(3億円増))(平成25年度採択数3,400教室→平成26年度採択数3,317教室)。
- 〇 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、保健体育科教員及び運動部活動指導者(外部指導者を含む)に対し、指導者としての資質向上を図るための武道(少林寺拳法、合気道、空手道、相撲)実技指導者講習会(講義及び実技指導)を開催し、学校等における武道指導の充実を推進。
- 〇 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引 (三訂版)」並びに「柔道指導のための映像参考資料」を作成し、中学校 及び高等学校に配布し、効果的な柔道の指導が行われることを支援。
- O また、武道等指導推進事業により、武道等の指導の充実を図るため、地域の指導者の活用に当たって、地域の指導者の技術及び安全に関する専門的な指導力の活用方策や、派遣する競技団体等の支援体制の強化に関する実践研究を実施するとともに、教員を対象とした安全指導の充実を図るための取組を推進。
- 〇 さらに、平成26年度は武道必修化の全面実施3年目となることから、 同事業において、今回の学習指導要領で必修化したことの成果と課題を把 握、分析し、指導の一層の工夫改善を推進。
 - → 学習指導要領を踏まえた伝統・文化等に関する教育の着実な実施のた` めの支援を充実する。
 - → 学校における武道指導を支援するため、実技指導者講習会等を通じて 指導者の資質向上等を図る。
 - → 武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引(三 訂版)」並びに「柔道指導のための映像資料参考資料」の活用を促し、 武道の授業の充実を図る。
- → 学校における武道の指導の効果を高め、安全の確保を確実にするため、 引き続き、教員の資質向上・指導力強化を含めた、指導体制、指導内容 等を整備することを一層推進する。

2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

- スマートフォン等のインターネット接続機器の普及とともに、インターネットなどの長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等に巻き込まれるケースが発生していることなどを踏まえ、文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、普及啓発資料の配布、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催、春の卒業、進学、新入学の時期に合わせた集中的な啓発活動などを実施し、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進。
- 各学校では、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用方法 や、情報モラルなどについて指導。また、児童生徒の「ネット依存」をは じめ、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生 など、情報化の進展に伴う新たな課題に対応し、適切に指導を行うため、 教員が指導する際に役立つ動画教材や教員向け指導手引書を作成し、全国 の教育委員会に周知・配布。
- 子供たちの情報モラルを育成するため、「子供のための情報モラル育成 プロジェクト」を開始し、スローガン「考えよう 家族みんなでスマホの ルール」とロゴマークを制作し、教育委員会や企業などの協力団体ととも に取組を推進。

【参考1】

・携帯電話、スマートフォン等を通じて1日2時間以上インターネットを利用する子供の割合

小学生 1.2%(H21) → 24.1%(H26)

中学生 20.9%(H21) → 47.4%(H26)

高校生 39.1% (H21) → 67.3% (H26)

(平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査※(内閣府))

【参考2】

・「出会い系サイト等」に関係した事件の被害児童数

出会い系サイト以外 792人(H20) → 1, 421人(H26)

出会い系サイト 724人(H20) → 152人(H26)

(「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」 (警察庁))

【参考3】

・インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無

小学生 60.2% (H21) → 74.1% (H26)

中学生 73.5% (H21) → 69.3% (H26)

高校生 51.2% (H21) → 50.8% (H26)

(平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査※(内閣府))

※「青少年のインターネット利用環境実態調査」は平成26年度より調査方法等を変更したため、 平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

- → 青少年がインターネットを正しく利活用できるよう、上記の取組など を引き続き進め、青少年、保護者、PTA等に対するより一層効果的な 普及啓発活動を行う。
- → また、引き続き、学習指導要領に基づき、情報モラルに関する教育の 推進を図るとともに、児童生徒や保護者等の情報モラルの向上に向けた 施策を講じる。
- 2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(基本施策1-1 の再掲)
- 2-9 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)

基本施策3 健やかな体の育成

- 3-1 学校保健,学校給食,食育の充実
- 高等学校における保健教育の実施状況を踏まえ、課題を明確にした上で、 指導参考資料の作成を行い、高等学校における保健教育を一層推進。
- 児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うとともに、その結果等について全国的な発信を行う「学校保健課題解決支援事業」を実施し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を推進。
- スーパー食育スクール事業を行い、栄養教諭を中心に地域の関係機関と 連携して食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進など食育の多 角的効果を検証し、成果の普及を図っている。このような取組により、栄 養教諭の配置数は増加。
- 学校給食における米飯給食の活用を含めた地場産物の活用を促進。

【参考1】栄養教諭の配置状況

·平成20年度: 1, 897人 → 平成26年度: 5, 023人

【参考2】学校給食における地場産物の活用状況

·平成20年度:23.4% → 平成25年度:25.8%

【参考3】米飯給食の実施状況(週当たり)

·平成20年度:3.1回 → 平成25年度:3.3回

- → 引き続き、学校保健に係る教職員の資質・能力向上、退職養護教諭や 学校医等の活用、家庭・地域との連携などにより、保健教育・保健管理 をより一層推進する。
- → 平成23年3月に閣議決定された「第2次食育推進基本計画」(平成25年12月一部改正)等も踏まえ、栄養教諭の配置を促進するとともに、学校給食における地場産物の活用促進及び米飯給食の一層の普及・定着を図る。

3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

- 〇 「幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業」においては、幼児期の 運動促進を図るため、平成24年3月に策定した幼児期運動指針を踏まえ て、幼稚園等を対象とした地域の実情に応じた実践研究を行うとともに、 その取組内容を基とした指導参考資料を作成し、全国の幼稚園・保育所等 に配布。
- 〇 平成20年度から全国体力・運動能力、運動習慣等調査を開始し、国、 地方公共団体、学校での関係施策や取組の検証を進めるとともに、調査結 果に基づき子供の体力向上を推進する事業等を実施。

【参考】

(体力合計点の推移)

- ·小学5年男子 平成25年度:53.9 → 平成26年度:53.9
- ·小学5年女子 平成25年度:54.7 → 平成26年度:55.0
- 中学2年男子 平成25年度:41.7 → 平成26年度:41.6
- ·中学2年女子 平成25年度:48.3 → 平成26年度:48.5

(昭和60年度との比較)

· 50m走(小学5年男子)

昭和60年度平均:9.05秒 → 平成25年度:9.26秒

・ハンドボール投げ(中学2年女子)

昭和60年度平均:15.36m → 平成25年度:13.76m

- (1週間の総運動時間が60分未満の割合)
 - ·小学5年女子:平成25年度:21.0% → 平成26年度:13.3%
 - ·中学2年女子:平成25年度:29.9% → 平成26年度:21.8%

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査、昭和60年度との比較については体力・運動能力調査)

- → 幼児期運動指針の内容の着実な定着に向け、引き続き幼稚園等を対象 とした地域の実情に応じた実践研究を行うとともに、その取組内容をも ととした指導参考資料の作成を行っていく。
- → 子供の体力については、おおむね低下傾向に歯止めがかかってきているが、基礎的運動能力は昭和60年頃に比べて依然低い水準にあり、また、運動する子供としない子供が二極化していることから、運動習慣が身に付いていない子供に対する支援の充実を促進するとともに、子供の体力を向上させるための一層効果的な取組を進める。
- 3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(基本施策1-1 の再掲)
- 3-4 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)
- 3-5 学校における体験活動の充実(基本施策2-5の一部再掲)
- 3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実(基本施策19-2に後掲)

基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

- 4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 -養成・採用・研修の-体的な改革-
- 〇 平成26年7月、中央教育審議会において「1.子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」「2.これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問が行われた。この諮問を受け、教員養成・採用・研修の在り方について、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において審議・検討を行っているところ。1.については小中一貫教育に対応した教員免許制度の在り方について平成26年11月に「これからの学校教育を担う教員の在り方について一小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—(報告)」を取りまとめ。2.については教員養成・採用・研修の全体に共通する背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、平成27年夏頃を目途として一定の方向性を示すことができるよう議論を進めた。
- 平成26年度において「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を 実施し、実践的指導力を身に付けた教員や、教職員を指揮監督して学校を 適切にマネジメントし責務を全うできる教職員の確保・育成に向けた取組 を支援。

- 〇 教職大学院の教育課程や教員組織の見直し等の具体化に向け、平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行等による大学院段階の教員養成の改革と充実、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化対応についての報告書(「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」)を取りまとめ。
 - → 学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、理数 教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題をはじめ、多 様な課題への対応が求められている。また、子供たちに基礎的な知識・ 技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必 要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められている。そのため、 教員には、これらの課題に対応するために生徒指導・教科指導をはじめ とする幅広い分野の高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよ う、養成段階から初任段階までを見通した教員育成の改善を図る。

4-2 大学・大学院における教員養成の改善

- 〇 平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施 に向けた協力者会議」において、「大学院段階の教員養成の改革と充実等 について」を取りまとめ。
- 本報告書では、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行 や、専修免許状取得に際しての理論と実践の往還を重視した実践的科目の 各大学院の判断による必修化の促進、教職課程に関する情報の公表及び教 職課程のグローバル化等について提言。
- 本報告を踏まえ、教職課程における情報の公表の義務付け、外国の大学 において修得した単位を免許状の授与を受けるための科目の単位に含める ことができる旨の省令改正等を実施。
- O また、本報告書を踏まえ、教職大学院への移行を促進するよう、教職大学院及び修士課程の組織編成に係る省令改正等を実施。
- 国立大学について、国立大学改革プランに基づき、初等中等教育を担う 教員の質の向上のための機能強化を図る観点から、各大学においてミッションの再定義を行い、組織編制の見直し等を推進。

- → 国立大学について、平成24年の中央教育審議会答申(教職大学院を 各都道府県に設置することを提言)及び上記報告書等を踏まえ、教職大 学院の設置等の組織編制の見直しを推進(平成27年度に2府県2大学 を新たに設置し、平成27年4月現在で22都道府県27大学。)。
- → 英語教育の強化や国際バカロレアなどのグローバル化に対応した教育、理数教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題対応など、学校が多様な教育課題に取り組むことが求められており、大学の教職課程において、これらの課題に適切に対応し、学校現場の実情に即して教育活動を展開していくことのできる指導力を育成することが課題となっている。また、主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力、各教科横断的な視野で指導できる力、学校段階間の円滑な移行を実現する力等、新しい指導力の養成も必要となる。これらの課題を踏まえ、学校現場の教育課題に適切に対応できる実践的指導力を育成する教員養成の在り方について検討を進める。

4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

- 〇 多様な人材の登用については、平成25年度においては、59件の特別 免許状が授与されるとともに、1万9,539件の特別非常勤講師制度の 届出がなされており、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有 する社会人等の活用が進んでいる。
- 〇 平成26年6月、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与 に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、「特 別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を作成し、各都道府 県教育委員会に対し通知。
- 平成26年度において「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を 実施し、教育委員会が教員志望者を対象として行っている教師塾を拡充し、 学生の段階から実践的指導力を育成できるよう、教師塾の指導体制の検証 や、大学と連携したプログラム開発の支援を実施。また、多様な人材の活 用をより促進するため、教員免許状を持たない専門的な知識・技能のある 優れた人材の学校現場への登用を促進するよう、特別免許状などを活用し た社会人登用の仕組みを構築の支援を実施。
 - → 実践的指導力を身に付けた教員を育成するため、教育委員会と大学が 連携した養成・採用・研修の抜本的改革に向けた調査研究について、平 成27年度は更に実施機関を拡充して実施する。

4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

- 〇 平成26年度において「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を 実施し、教育委員会と大学をはじめとする関係機関が連携した、養成、採 用、研修、管理職育成の各段階における先導的取組を支援。
- 〇 教員免許更新制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるため、平成25年9月に「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を設置し、平成26年3月、現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善や、免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方等に関し、「教員免許更新制度の改善について」を取りまとめた。
- この報告を踏まえ、省令改正を行い、免許状更新講習について、これまでの必修領域を精選するとともに、学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域として選択必修領域を導入するなど、その枠組みや内容の見直しを実施。
 - → 実践的指導力を身に付けた教員を育成するため、教育委員会と大学が 連携した養成・採用・研修の抜本的改革に向けた調査研究について、平 成27年度は更に実施機関を拡充して実施する。
- → 複数の学校種を通貫した教育、小学校高学年における専科指導の推進、 小中一貫教育の制度化に対応するため、教職大学院を活用しつつ、現職 教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得 を促進する講習等開発事業を平成27年度に実施する。
- → 教員研修に係る中核的機能の充実を図るため、平成27年度に独立行 政法人教員研修センターに「次世代型教育推進センター」を設置し課題 解決・協働型授業等に関する研修システムを構築し、各地域の研修機能 のネットワーク化を図る。

4-5 適切な人事管理の実施の促進

- 〇 教職員評価については、平成26年4月現在、一部実施を含めると全ての都道府県・指定都市教育委員会が教職員評価制度の運用・充実に取り組んでいる。一方、評価した結果の人事、給与等への反映については、教育委員会において、一層取組を充実する必要がある(全ての67教育委員会のうち、研修:30、配置転換:22、昇任:25、昇給・降給:18、表彰:21)。
- 〇 優秀教職員表彰については、平成25年4月時点で、全ての67都道府県・指定都市教育委員会のうち、59教育委員会が実施しており、そのうち、41教育委員会が、教員以外の職員も表彰対象としている。また、16教育委員会が、被表彰者に対する給与上の優遇措置を設けている。なお、国においても、平成18年度より優秀教員表彰を実施しており、平成25年度からは事務職員等を対象に加え、優秀教職員表彰として実施。

- 〇 指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムについては、全ての67都道府県・指定都市教育委員会が導入している。平成25年度に新規認定された指導が不適切な教員は64人であり、漸減傾向にある(平成24年度:69人、平成23年度:73人、平成22年度:87人)。
- 教職員のメンタルヘルスに関して、平成25年度の教育職員の精神疾患による病気休職者数は5,078人で、依然として高水準となっている。 一方、試し出勤等の復職支援に全ての67教育委員会が取り組んでおり、 52教育委員会が復職後のフォローアップに対応している。
 - → 教職員評価を活用した人事管理、優秀教職員表彰の整備、指導が不適 切な教員への適切な対応、教職員のメンタルヘルス対策等のため、文部 科学省として、様々な機会を捉え、教育委員会に対し必要な指導を行っ ていく。

4-6 メリハリある給与体系の確立

- 〇 義務教育費国庫負担金の平成26年度予算において、メリハリある教員 給与体系を推進するため、部活動指導手当等の増額(7億円)や給料の調 整額の縮減(7億円減)等を盛り込んだ。
 - → 教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある教員[`] 給与体系の確立に向けて、引き続き検討を行う。

基本施策 5 幼児教育の充実

5-1 幼児教育の質の向上

- 幼稚園の園長、地域の指導的立場にある幼稚園教員、保育所保育士、認 定こども園の教員・保育士、幼稚園教員養成系大学の教員、小学校の教員 等の参加を得て、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の課題や幼稚園を取 り巻く諸課題に関して中央及び都道府県において研究協議会を実施。
- 〇 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)に当たり、質の向上の観点から、職員配置の充実等を図った(例:3歳児の職員配置を20:1から15:1に改善)。
- 幼保小合同研修の在り方、幼児教育の教員の養成・研修の在り方、学校 評価など、幼児教育に関する今日的課題に対する方策など幼児教育に関す る様々な課題について調査研究を実施。
- 子ども・子育て支援新制度において創設される、新たな幼保連携型認定 こども園に置かれる保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格 を併有することが原則とされているところ、その片方しか有していない場 合の経過措置として、取得に必要な単位数を軽減する特例を設け、併有を 促進。

- 〇 地域の実態や保護者の要請に応じた幼稚園における子育で支援活動や預かり保育を更に充実し、実施率の向上に努めた(幼稚園における子育で支援活動実施率(平成23年度実績):約87%、幼稚園における預かり保育実施率(平成24年6月現在):約81%)。
 - → 引き続き、上記の取組を進めるとともに、幼児期の教育と小学校教育[`] の円滑な接続等を通じた更なる幼児教育の質の向上を図る。

5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- 〇 平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、認定こども園制度 の改善や、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設 型給付の創設等を行うこととされた。
- 〇 平成25年4月に内閣府に設置された子ども・子育て会議において、平成27年度から施行する子ども・子育て支援新制度を検討。
- 平成27年4月1日現在の認定こども園の認定件数は2,836件。
 - → 子ども・子育て支援新制度については、施行後も引き続き、施行状況⁾ を踏まえた改善に向けた検討を行っていく。

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

- 6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の 基礎となる環境整備等
- 平成25年になされた学校教育法施行令の一部改正による、障害のある 児童生徒の就学手続等、新たな仕組みの趣旨等について、引き続き都道府 県教育委員会等に周知を図った。
- 「インクルーシブ教育システム構築事業」として、早期からの教育相談 ・支援体制の構築事業 (25か所)、交流及び共同学習や地域の教育資源 の組合せなどによる合理的配慮を追求するインクルーシブ教育システム構 築モデル事業 (80か所)の実施、「合理的配慮」実践事例データベース の運用の開始、合理的配慮普及推進セミナーの開催、医療的ケアのための 看護師の配置促進等の取組を実施。

また、「特別支援教育就学奨励費負担等」として、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を実施(約102億円)。

〇 公立小・中学校等において、いわゆる通級指導への対応など特別支援教育の充実のための教職員定数の加配措置(6,176人)を講じるとともに、障害のある幼児児童生徒の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置について、その配置実績を踏まえ拡充(約4万6,300人)。

- 〇 「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」 として、障害のある生徒のキャリア教育・職業教育を推進し、就労支援の 充実を図る取組を実施(35地域)。
- 〇 「学習上の支援機器等教材活用促進事業」として、障害のある児童生徒のための適切な支援機器等教材の開発支援(11件)や支援機器等教材を活用した指導方法の実践研究(7地域)を実施し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等活用の様々な取組の情報などを集約し、管理するための特別支援教育教材ポータルサイトを構築。
- O さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、インクルーシブ教育システム構築等の政策課題や各障害種別の個別課題に対応した研究活動を実施。
- 〇 学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施(平成26年度当初予算での補助実績:49件)。また、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事例の普及啓発を図った。
- 特別支援学校の教室不足については、平成26年10月1日時点の調査で、全国で3,963教室(平成25年10月1日現在:4,271教室)が不足している。それを解消するため、公立特別支援学校については、これまでの新増築の国庫補助に加え、廃校や余裕教室を活用した新設、分校・分教室の整備に係る国庫補助を平成26年度から実施(平成26年度当初予算での補助実績:78件)。
- 高等教育段階においては、国立大学については、平成25年度より国立 大学法人運営費交付金において、既に障害のある学生への支援を専門的に 担当する部署を設置し専属の教職員を配置している大学に対する教員経費 を計上するとともに、私立大学については、障害学生の受入れや学習支援 等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対し、既に私立大学等経常費補 助金において講じている増額支援措置を継続。
- 〇 大学入学者選抜においても合理的配慮を行うこと等を記載した大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において要請。
- 独立行政法人日本学生支援機構においては、障害学生支援についての専門的なテーマに焦点を当て、各大学等の支援の充実に資する情報や意見の交換を行う専門テーマ別セミナー(7回)や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に備え、各大学等における障害学生支援体制の整備について理解促進・普及啓発を図る体制整備セミナー(2回)を開催。また、障害学生のニーズに応じた円滑な支援を実施できる教職員の養成のための障害学生支援実務者育成研修会(4回)、障害のある学生の就学支援に関する実態調査等を実施。

- → 引き続き、障害のある子供が、障害の状態に応じた十分な教育を受け られるよう、教育環境の整備を進めていく。
- → 国立特別支援教育総合研究所については、我が国唯一のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究・研修機能等の強化を行う。

6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

- 〇 公立小・中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%程度の割合で在籍すると推定されており、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業」として、発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期発見・早期支援の研究(37地域)や発達障害に関する理解促進のために拠点校を設けての実践研究(27地域)や、大学において、教職員育成に対する育成プログラムの開発(12大学)を実施。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センターにおいては、Webサイト等を通じて発達障害に関する研究活動や指導方法、教材・教具や支援機器、各種イベント等についての情報発信を実施。
 - → 引き続き、教職員の発達障害に関する知識・技能の習得に向けた取組[`] を推進する。

6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化

- 〇 「特別支援学校機能強化モデル事業」として、地域における中核拠点としての特別支援学校に必要な外部専門家(OT, PT, ST等)を配置するとともに、専門性向上のための研修等を実施(46地域)。
- 〇 「特別支援教育に関する教職員の資質向上事業」として、特別支援学校 教諭免許状の取得に資するよう、発達障害を含む多様な障害や重度・重複 化に対応する指導や支援の在り方等についての専門的な研修を実施(14 大学)。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、各都道府県等に おける指導者養成に向けた研修事業、各都道府県等に対する教育相談支援 を実施。
 - → 引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実に努める とともに、特別支援学校のセンター的機能の強化に向けて、外部の専門 家(ST, OT, PT等)の活用等を推進する。

- 6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の 充実
- 〇 海外に在留する日本人が帯同する義務教育段階の子供の数は増加傾向にあり、これら子供が通う日本人学校等へ教員を派遣するとともに、義務教育教科書の無償給与、派遣教員のいない補習授業校への巡回指導など、教育環境整備を実施(平成26年度派遣教員数:1,199人、平成26年度巡回指導:32校)。
- 〇 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の構築を促進するため、平成22年度から24年度の3年間で「日本語能力測定方法」及び「研修マニュアル」の開発、また各自治体が行う取組を支援する事業を実施(平成26年度実施は42地域)。
- 〇 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・ 実施について、学校教育法施行規則の一部を改正(平成26年4月1日施 行)。
- 〇 景気後退等の影響により、不就学・自宅待機等となっている外国人の子供の公立学校等への転入を促進する「定住外国人の子供の就学支援事業」 (虹の架け橋教室)を平成21年度から平成26年度まで実施した。本事業を通じ、約4,300人が公立学校等へ就学。

【参考】

・海外に在留する日本の子供(学齢段階)の数の推移 平成21年度:6万7,318人→平成26年度:7万6,536人

- → 海外で学ぶ子供たちに対しては、引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等、教育機会の確保及び教育環境を充実させる。
- → 全都道府県に対する、「日本語能力測定方法」等の活用の普及及び「特別の教育課程」が円滑かつ着実に実施されるための啓発を引き続き行う。
- → 平成27年度より、不就学や不登校となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において行う自治体を支援する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施することとしている。

基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等

- 平成26年度全国学力・学習状況調査を悉皆調査で平成26年4月に実施し、同年8月に調査の結果を公表した(平成26年度調査:小学校2万380校、中学校1万238校が参加)。調査結果を活用した教育委員会や学校等における教育施策や教育指導の改善・充実に向けた一層の取組を促すため、①具体的に授業を改善する際の参考となる「授業アイディア例」の作成・配布、②調査結果を踏まえた指導改善のための説明会の開催、③教育委員会、学校における優れた取組の普及、④教科に関する調査と質問紙調査のクロス集計等を行い、学校の指導状況と学力の関係などを分析した報告書の作成・配布などを実施。
- 〇 また、平成26年度調査から、教育委員会が公表できる調査結果の範囲を変更したところであり、各教育委員会の対応状況を把握することを目的として、平成26年11月1日時点の状況について調査。47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1,736市町村教育委員会から回答があり、平成26年度調査結果の公表に関する調査結果を平成26年12月に公表。
 - → 平成27年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学に理科 を追加して4月に実施。また、教育委員会や学校が教育施策や教育指導 の改善・充実を図るために、より全国学力・学習状況調査の結果を活用 しやすくなるよう、結果提供の方法を改善していく。

成果目標2(課題探求能力の修得)

基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

- 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備
- 平成27年度予算において、
 - ・学生の能動的学修や体系的な教育課程の編成などに積極的に取り組む国立大学に対する支援(国立大学法人運営費交付金等(平成27年度予算:1兆1,006億円)の内数)
 - ・全学的・組織的に大学教育の質的転換等の改革に取り組む私立大学等に対して、経常費・設備費・施設費による一体的な支援(私立大学等改革総合支援事業(平成27年度予算:201億円)の内数)
 - ・学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム 実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援(大学教育再生加速 プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)等を計上した。

○ 就職・採用活動開始時期変更について、平成25年4月に内閣総理大臣 より経済団体に対し、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開 始時期を卒業・修了前年度の3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修 了年度の8月に見直すよう要請(同内容は日本再興戦略(平成25年6月 閣議決定)にも盛り込まれており、日本経済団体連合会においては、平成 25年9月に同戦略に則した形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」 を見直し、「採用選考に関する指針」を策定)。

さらに、平成25年11月に再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計447団体に対し、総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう、傘下団体・企業への周知徹底・協力を要請。

大学等に対しては、平成25年4月に文部科学大臣より、国民や社会の期待に応える人材を育成するため、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請するとともに、通知や説明会等を通じ、就職・採用活動開始時期変更の趣旨について周知を図った。

また、平成27年1月に内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計443団体及び大学等に対し、就職・採用活動時期変更について再周知の要請等を実施。

(大学改革への支援について)

→ アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定を各大学に義務付けるとともに、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める。

(就職・採用活動開始時期変更について)

→ 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円 滑な実施に向けた取組を行う。

8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

〇 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、ファカルティ・ディベロップメント、教学に関わるデータ分析等、専門スタッフの活用と教員の教育力の向上に関する調査研究を実施。また、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係について、平成27年度先導的大学改革推進委託事業において調査研究の実施を検討。

- O 中央教育審議会大学分科会において、大学の組織運営の在り方について 審議中。
 - → 中央教育審議会大学分科会の審議結果等を踏まえ、所要の制度改正を[`] 行う。

8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

- 〇 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、「学修成果の把握 と学修成果の評価についての具体的方策に関する調査研究」を実施。
- 〇 平成27年度予算において、学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援を実施(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)(基本施策8-1の再掲)。
 - → 各大学における学修成果の把握や学修成果の評価の取組を推進するため、認証評価における評価事項への位置づけ等を含め、その推進方策について中央教育審議会等において審議し、方向性がまとまったものから順次対応を実施。

8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

- 〇 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の内容の周知を行うことにより、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着を図った。
 - → 引き続き同答申の内容の周知を図り、「プログラムとしての学士課程 教育」という概念の定着に向けた取組を行っていく。

8-5 大学院教育の改善・充実

〇 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援。

- → 平成23年に策定した「第2次大学院教育振興施策要綱」の進捗を確認するとともに、「第3次大学院教育振興施策要綱」の策定に向けた検討を行うため、中央教育審議会大学院部会において、今後の大学院教育の在り方について審議中。
- → 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。

8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

- 〇 中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループを設置(平成25年9月)し、短期大学の機能の充実・再構築などを含む短期大学の在り方について審議(全8回)し、平成26年8月に「短期大学の今後の在り方について」を取りまとめた。
 - → 本審議まとめを受け、関係者の意見や、高等教育における今後の改革 の動向等を踏まえつつ、引き続き短期大学の振興方策について検討を行 う。

基本施策9 大学等の質の保証

*9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

〇 中央教育審議会等を中心に、以下の通り、大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立に向けて検討中。なお、方向性が取りまとまった事項については、順次制度改正等を実施。

【設置基準】

別地・サテライトキャンパスに関する記述など大学設置基準等における抽象的基準の明確化等について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

【設置認可】

大学の設置認可制度の改善について、中央教育審議会大学分科会及 び大学設置・学校法人審議会における審議等を踏まえ、

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の 基準」を改正し、平成25年度審査から、学生確保の見通しや人材 養成に対する社会的な需要の見通しに関する審査体制を充実すると ともに、大学新設案件については理事長及び学長予定者から設置構 想全体について説明を求める審査を実施
- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」 を改正し、より充実した審査を行うために審査期間を延長するとと もに、認可後に余裕を持って学生募集が行えるよう認可時期を早期 化(平成28年度開設予定案件から適用)

・「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」を改正し、届出設置制度を適切に運用するため、学際領域の取扱い等についての制度改正等に取り組んでいる。

【認証評価】

平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度の在り方(学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目した評価、評価に関する業務の効率化等)について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

→ 中央教育審議会大学教育部会において、大学の質保証のためのトータ ルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や認証評価の改善等 について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次 必要な制度改正等を行っていく予定。

9-2 大学情報の積極的発信

- 大学団体や認証評価機関等の参画する大学ポートレート(仮称)準備委員会において取りまとめた検討経過報告に基づき、大学評価・学位授与機構内に大学ポートレートセンターを発足させるとともに、大学ポートレートの重要事項を検討する組織として「大学ポートレート運営会議」を設置。
 - → 「大学ポートレート運営会議」での審議を踏まえ、国内外への情報発[`] - 信の充実を図っていく。

9-3 大学評価の改善

- 〇 平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度の 在り方(学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目 した評価、評価に関する業務の効率化等)について、現在中央教育審議会 大学教育部会において審議中(基本施策9-1再掲)。
- 経済産業省は、平成25年度より産学連携拠点構築に取り組む大学等において、産業界の意見を反映しつつ、各大学の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や、産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証・検証を行う「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施。

平成26年度は8事業者を採択。【経済産業省】

- → 認証評価制度の改善については、中央教育審議会大学教育部会において引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定(基本施策9-1再掲)。
- → 引き続き各大学の特色に応じた評価の仕組みの構築を通じて、世界的な産学連携拠点の構築・発展を推進していく【経済産業省】

9-4 分野別質保証の取組の推進

- 〇 日本学術会議に対して審議の促進を依頼している「分野別の教育課程編成上の参照基準」について、既に第2期教育振興基本計画策定時に策定されている4分野に加え、その後新たに14分野において策定。
 - → 「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定については、日本学術[`] 会議において、農学等の未策定の分野において、引き続き策定に向けた 審議を進める予定。

9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

○ 平成23年度より、単位互換等の質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」パイロットプログラム10件を採択。平成25年8月に東京において、キャンパス・アジアの進め方を審議する日中韓大学間交流・連携推進会議(第4回)を開催し、キャンパス・アジア拡大の方向性や、モニタリングに係る基本的枠組みについて合意。

交流学生数 (予定): 1, 351名 (派遣)、1, 300名 (受入) 〈H23~27〉

交流学生数(実績):86名(派遣)、33名(受入)〈H23〉

337名 (派遣)、297名 (受入) 〈H24〉

367名(派遣)、374名(受入)〈H25〉

- 〇 平成26年10月にインドネシアで、第2回「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、ASEAN+3域内における質の保証を伴った「学生交流のためのガイドライン」案について議論を交わした。また、翌月10月には同じくインドネシアで、第2回ASEAN+3質保証専門家会合を開催し、情報交換を実施。
 - → 平成27年4月に上海において日中韓大学間交流・連携推進会議(第 5回)を開催し、キャンパス・アジアの拡大と持続可能な発展の方向性 などについて合意。
 - → 平成27年6月にタイで、第3回「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、ガイドライン案への合意を行う予定。

9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進

- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、 学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んだ。
 - → 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の - 資質向上の在り方等について検討する。

基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- 10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築
- 〇 幼保小連携については、幼保小合同研修の在り方、幼児教育の教員の養成・研修の在り方、学校評価など、幼児教育に関する今日的課題に対する方策など幼児教育に関する様々な課題について調査研究を実施(基本施策5-1の再掲)。
- 小中一貫教育については、子供の成長に応じた小中一貫教育等の学校間の連携や円滑な接続のための取組を推進するための調査研究を実施している。また、中高一貫教育については、中高一貫教育校における特色ある教育に関する調査研究を実施し、調査研究の事例を紹介。
- 大学への飛び入学等については、現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている※。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない(基本施策14-1の再掲)。

※現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は7大学、延べ111人(平成26年)

- 子供の成長に応じた柔軟な教育システムの構築については、平成26年7月に、教育再生実行会議において、小中一貫教育の制度化や大学への飛び入学者を対象とする高等学校の早期卒業の制度化、国際化に対応した大学及び大学院の入学資格要件の緩和、高等学校専攻科修了者の大学への編入学の制度化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、フリースクール等の位置付けの検討を提言。これを受け、平成26年12月、中央教育審議会において、小中一貫教育の制度化、大学への飛び入学者を対象とする高等学校卒業程度認定制度の創設、国際化に対応した大学及び大学院入学資格要件の拡大、高等学校専攻科修了者に係る大学編入学拡充を答申。
- 小中一貫教育を行う新たな学校種である「義務教育学校」の創設及び高等学校専攻科修了者に係る大学編入学拡充を内容とする「学校教育法等の 一部を改正する法律案」を平成27年の通常国会に提出した。

→ 学校教育法等の一部を改正する法律が成立した後、28年4月の施行 に向け所要の政省令の整備等を実施。また、大学への飛び入学者を対象 とした高等学校卒業程度認定制度の創設及び国際化に対応した大学及び 大学院入学資格の拡大については、省令及び告示を改正予定。

* 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへ の転換

- 〇 高大接続については、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、中央教育 審議会において、平成26年12月、高等学校教育、大学教育、大学入学 者選抜の一体的改革に向けた「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に 向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答 申)」を取りまとめ。
- 〇 また、中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。
- 新たに導入する高等学校基礎学力テスト(仮称)及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。
- 〇 平成27年度予算において、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法の開発・実施等を行う大学に対する支援を計上(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)。
 - → 平成32年度からの「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導[®] 入等に向けて、必要な取組を実施する。
 - → アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定を各大学に義務付けるとともに、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める(8-1再掲)。

成果目標3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得) 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

(人権・環境問題・地域防災等について)

- 〇 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座(※1)について
 - 実施件数…平成23年度:7万4,861件(平成20年度:8万4,645件)
 - · 受講者数···平成23年度: 470万3, 819人(平成20年度: 543万740人)
 - ・地方公共団体の関係機関(※2)が実施する学級・講座件数全体に占める割合
 - …平成23年度:10.7%(7万4,861件/70万1,221件)

(平成20年度:10.7%(8万4,645件/79万5,105件))

(※1) 文部科学省「社会教育調査報告」 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学級・講座

講座の例:男女共同参画社会、人権学習、環境問題、消費者教育、地域防災など

(※2) 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター (男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

- O 男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立った キャリア形成支援の推進を図るため、高校の進路指導等で活用できるブッ クレットを作成。
- 働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供する ため、学生を対象としたワークショップを実施。
- の 男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を 支援するため、グッド・プラクティスを収集、発信。

(消費者教育等)

- 〇 消費者教育の推進に関する法律に基づき多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施していくことができるよう、「消費者教育フェスタ」において先進事例の紹介等を実施。
- 〇 消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約3 割(平成25年度:32.7%)。また、社会教育における消費者教育に 取り組んでいる教育委員会は約4割(平成25年度:43.1%)(消費 者教育に関する取組状況調査)。
- 〇 「消費者教育推進委員会」において「消費者教育に関する取組状況調査」 や「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」等につい て分析を行い、報告書を取りまとめた。

(地域参画・社会参画に係る学習について)

〇 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った(平成26年度採択数:95件)。

- 高齢者の生涯学習に関する地域の主体的な取組を促進することを通じて、高齢者が生涯現役社会を生きるアクティブ・シニアとして地域づくりに参画していけるよう、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する国の検討・研究成果や地域の先進的な取組事例等を活用して研究協議会を年2回開催している(平成24年度は約140名の参加者、平均満足度約84%、25年度は約190名の参加者、平均満足度約90%、26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%)。なお、内閣府が約5年に一度実施している「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、平成25年度時点で高齢者のグループ活動への参加割合は61.0%、学習活動への参加割合は14.1%なっている。
- 〇 高校生等の主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力等を育成するため、高等学校等において、地域の関係者等と連携し、体験的・実践的な学習を行う学習プログラムの開発に係る実践研究を実施。平成27年度予算においても、引き続き、所要の予算を計上し、取組を推進。(スポーツ)
- 平成24年3月に策定したスポーツ基本計画に基づき、「年齢や性別、 障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を 創出するため様々なスポーツ施策を推進。
- 学校の体育においては、教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の指導の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図った。
- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、若者のスポーツ 参加促進策を実施する等の「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促 進事業」や高齢者の運動・スポーツプログラムの普及啓発等を行う「高齢 者の体力つくり支援事業」、障害者と健常者が一体となったスポーツ・レ クリエーション活動の推進等に取り組んだ。

加えて、総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)の育成に取り組み、 地域のスポーツ環境を整備するとともに、トップスポーツと地域スポーツ との連携・協働を推進。

(持続可能な開発のための教育: ESDについて)

○ ユネスコの世界的な学校のネットワークであるユネスコスクールをESD(持続可能な開発のための教育)の推進拠点として位置付け、その加盟校数増加、連携の強化等を実施(平成23年度367校、平成24年度550校、平成25年度705校、平成26年度(平成27年2月現在)913校)。

〇 平成26年11月に愛知県名古屋市及び岡山市にて「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催し、世界153か国・地域から76名の閣僚級を含む約3,000名が出席し、これまでの10年間の取組を総括し、今後のESDの推進方策について議論。

(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

→ 我が国の男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、我が国の 男女共同参画の現状は道半ばであるが、成長戦略としても「女性の活躍」 が求められている。引き続き、学校、家庭、地域等のあらゆる場におい て男女平等意識の涵養や女性の社会参画促進のための学習機会の充実を 図る。また、独立行政法人国立女性教育会館の機能強化も図りつつ、男 女共同参画を推進する教育・学習を推進していく。

(消費生活・消費者教育について)

- → 消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律の成立を踏まえ、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを受け、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成のため、引き続き、指針に基づいた取組が小学校、中学校、高等学校、大学等及び地方自治体で実施されるよう促していく。また、多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、先進事例の効果的な紹介や地方自治体における効果的な推進体制の構築が課題である。今後も、「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」や「消費者教育アドバイザーの派遣」などを通じて消費者教育を推進していく。
- → 消費者教育の推進に関する法律に基づき設置された消費者教育推進会議において、平成25年8月に設置した三つの小委員会の議論を踏まえ、平成27年3月に今後の消費者教育の推進に関する考え方や提案、消費者教育の担い手への期待について取りまとめたほか、各小委員会における議論についても取りまとめを行ったところ、本取りまとめで今後の課題として示されたものについて、次期消費者教育推進会議で検討していく。【消費者庁】

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- → 平成27年度から、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公 民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進 的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバック し更なる普及・啓発を図る。
- → 研究協議会での国の研究成果や全国の先進的事例等の紹介を通じ、関係者や関係機関の連携を図り、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりに取り組んでいる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は、企画内容の一層の充実や、新たな連携、共催先の模索のほか、参加者の対象を明確化したり、開催についてより積極的に周知したりするといった改善を検討する。
- → 実社会との接点を重視した効果的な学習プログラムの開発のため、複数年の継続的な取組を実施。

(スポーツ)

→ スポーツにおいては、スポーツ基本計画において、学校体育の充実及びライフステージに応じたスポーツ活動の推進、地域スポーツの振興を通じて、様々な場でのスポーツに係る学習機会の提供及びその充実を図っている。学校体育については、専科教員等の活用、障害のある児童生徒への障害の種類・程度に応じた配慮等が課題となっている。また、ライフステージに応じたスポーツ活動については、スポーツ実施率の低い比較的若い年齢層や、高齢者、障害者の一層のスポーツ参加機会の拡充等、地域スポーツにおいては、多様な主体と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や支援策等が課題となっている。

(持続可能な開発のための教育: ESDについて)

→ 「ESDに関するユネスコ世界会議」の成果を踏まえて、国内外におけるESDの更なる推進を図っていくことが課題。国内外におけるESDの実践・普及及び国内外における学校間及び他の関係者との連携・交流を促進するための方策を講じる。

11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

〇 平成25年1月に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、人づくりの"原点"である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。

- 上記の答申を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する 普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、体験活動を推進す る企業の表彰、防災キャンプ等を実施。
- 〇 また、「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所にある 国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供(平成 26年度利用者数:約510万人)するとともに、民間団体が実施する体 験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成(平成26年度採択 件数:4.595件)等を実施。
- 〇 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通して諸外国の青少年と交流する事業を実施。
- 〇 平成24年12月に全部改正した「図書館の設置及び運営上の望ましい 基準」において、図書館と学校図書館等の図書施設との連携について規定。 また、平成25年5月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基 づく「第三次基本計画」を閣議決定。
- 上記の基準等を踏まえ、学校における全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めた。また、学校・図書館・読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するために、全国各地でフォーラムを開催。子ども読書の日(4月23日)に、「子どもの読書活動の推進フォーラム」を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・団体(個人)を表彰。

【参考1】

・宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合

 $92\% (H23) \rightarrow 94\% (H24) \rightarrow 94\% (H25)$

(文部科学省調べ)

【参考2】

・学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向

1か月間全く本を読まない子どもの割合(不読率)(H26年5月)

小学生 4.5% (H24) → 3.8% (H26)

中学生16.4%(H24) → 15.0%(H26)

高校生53.2%(H24) → 48.7%(H26)

(全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」)

【参考3】

・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

市 71.1 (H23) → 84.6% (H26)

町村 38.8 (H23) → 55.4% (H26)

(文部科学省「都道府県及び市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果」)

【参考4】

- 全校一斉の読書活動の実施状況(公立学校)
 - 小学校96.2%、中学校87.5%【H22年5月現在】
 - →小学校96.7%、中学校88.3%【H26年5月現在】
- ・公共図書館との連携状況(公立学校)
 - 小学校73.8%、中学校45.4%【H22年5月現在】
 - →小学校76.5%、中学校49.8%【H24年5月現在】
- → 引き続き上記の取組を推進するとともに、体験活動は、家庭・学校・青少年関係団体・NPO・民間企業等の社会総ぐるみでの機会の創出が必要であるため、様々な主体が連携して子供に体験活動の機会を提供する取組の支援を図る。
- → また、学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。
- → 子供の読書活動については、第三次基本計画を踏まえ、市町村の読書 推進計画の策定を推進するために引き続き上記の施策を実施するととも に、学校段階における差が依然として大きいため、中学生・高校生の読 書活動の更なる推進を図る(平成34年度に不読率半減以下を目指す)。

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 〇 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」 において、「民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン」を取りまとめ、関係省庁と連携し、周知。
- 〇 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行った。また、平成25年度から26年度において、新たな基準の下で修業期間を短縮した講座等、14講座を認定した。
- 〇 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成の在り方の見直しを行っている(基本施策30-1に後掲)。
 - → 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドラインについ[`] て、引き続き周知を行う。
- → 社会通信教育基準の改正の趣旨等に関して引き続き周知を行う。
- → 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成の在り方の見直しに当たっては十分な議論を要する。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 〇 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた「検定試験のガイドライン(試案)」を踏まえ、自己評価・情報公開の取組の普及を促進している。平成25年度における自己評価の実施割合は、58.6%。また、平成26年度において、検定試験における第三者評価に関する実践的調査研究を実施。
- 〇 我が国に適した青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を検討するための 試行事業を実施。
 - → 検定試験の信頼性や質の確保を図るため、今後、自己評価から、第三者評価の推進に向けた取組を行うとともに、検定試験や人材認証制度を含めた学習履歴の管理・活用の在り方について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を行う。
 - → 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を広く社会に認知してもらう普及・啓発を行う。

12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・ 活用の推進

- デジタルコンテンツの質の保証や普及・奨励を図るため、教育映像等審査において、新たにデジタルコンテンツ部門を設置し、教育用デジタルコンテンツの審査を開始。
 - → 教育上価値が高いデジタルコンテンツの普及・奨励を図るため、引き 続き上記審査を実施する。

成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

- 基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、 産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化
- 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
- 初等中等教育段階では、学校において教育課程の内外を通じた学習や活動における体系的・系統的なキャリア教育の実践を促進するために、教員向けの手引等の配布や研修用動画の配信、高校教員向け講演やワークショップの各地での開催等を実施。

- 〇 また、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の 出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入れ先の開拓等を行う地 域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」や、 「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を書き 込めるサイトの運営等を実施。
- 〇 平成26年4月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方 (平成9年9月に当時の文部省、通商産業省、労働省の3省で作成)」を 文部科学省、厚生労働省、経済産業省で改訂を行い、インターンシップの 普及・推進を図った。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実 体制整備事業(インターンシップ等の取組拡大)」において、大学等にお けるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や中小企業におけるイ ンターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組織 (複数の大学と地域経済団体等で構成)の活動を通じ、地域全体へのイン ターンシップ等の普及・定着を図った。
- 〇 経済産業省は、平成25年度より産業界の求める実践的能力を持った高度イノベーション創出人材の育成や産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて理系修士課程・博士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期(2か月以上)の研究インターンシップの枠組み構築を支援している。平成26年度は、複数企業・複数大学により設立されたコンソーシアムにおいて、マッチングシステムの整備や中長期研究インターンシップに係る課題の抽出等が行われた。【経済産業省】
 - → 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている(普通科 1 4 . 7%(平成 2 0 年度)→18. 1%(平成 2 5 年度))。今後、外部の組織や人材と連携・協働するに当たってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討を行う。
- → 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、地域において大学等と産業界との調整を図りながら、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備する必要がある。
- → 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備 に取り組む。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 〇 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業 界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践 的な知識・技術・技能を身に付けるための学習システム等を構築。
- 〇 また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 (平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり 学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標とな るような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国 等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、 これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を 構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築 に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。
 - → 成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るととも` に、特に、社会人等の学び直しを全国的に推進していく。
 - → 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらいに検討を行う。

*13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 〇 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教育審議会答申)や「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月閣議決定)等を踏まえ、実践的な職業教育に取り組んでいるところ。
- 〇 専門高校においては、平成25年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に行うとともに、産業現場等における長期間の実習等に取り組んでいる。また、平成26年度から新たに、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を10校指定して調査研究を実施(スーパープロフェッショナルハイスクール)。
- 〇 教育再生実行会議第五次提言を受け、平成26年10月から、有識者会議において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について議論し、平成27年3月に基本的な方向性について取りまとめた。
- 〇 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成26年度は2校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。

- 〇 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、 学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んだ(9 -6の再掲)。
- 企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門 課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設。 (認定学校数:673校、認定学科数:2,042学科(平成27年2月 17日現在))。
- 〇 「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」のために 必要な経費を計上(平成26年度予算:1. 8億円)。
 - → 引き続き上記の取組を進めるとともに、専門高校では上記の取組の成 果を取りまとめ、普及することなどを通じて、教育内容の改善を図る。
- → 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる。
- → 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の 資質向上の在り方等について検討する。
- → 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、有識者会議の取りまとめを受けて、平成27年4月に中央教育審議会に諮問しており、現在検討を行っている。

13-4 社会への接続支援

- 〇 平成27年4月1日現在の大学(学部)の就職率は96.7%となっており、前年同期に比べて上昇しているものの、未内定の学生が一定数存在していることから、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成27年1月20日から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2015」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んだ。
- 〇 また、政府においては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けて取り組んだ(8-1参照)。
 - → 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円) 滑な実施に向けた検討を行うとともに、雇用のミスマッチの解消に向け、 関係省庁と連携した取組を行う。

*13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月閣議決定)等を踏まえ、大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材等の育成等を行うオーダーメード型職業教育プログラムを新たに開発・実施することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用(大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする(同学種(例:学部→学部)間の再貸与の制限の緩和))など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んだ。
- 〇 平成27年3月、教育再生実行会議において、国が大学等における実践的・専門的な教育プログラムを認定、奨励する仕組みの構築を提言。これを受け、文部科学省において有識者会議を設置し、大学等における社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラムの内容など仕組みを構築するに当たり必要な事項等について検討。
- 〇 放送大学では、多様な年齢層・職層の人が学習しており(学生数は平成26年度第2学期で8万9,510人)、社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、授業科目数の充実を図った(放送授業科目数:3,045科目(平成26年度))。また、学生の利便性の向上等に資するため、放送による授業の補完として、テレビ授業科目のうち、180科目中162科目(うち、字幕付与科目は78科目)、ラジオ授業科目のうち、163科目中全科目について、インターネット配信を実施。さらに、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)を実施(平成26年度:27プラン)。
 - → 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」として、 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業 界等が協働し、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要 な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための学習システムを構築 (平成27年度予算額16億円)。
 - → 大学等における実践的・専門的な教育プログラムを認定、奨励する仕組みについては、平成27年5月に有識者会議の議論を取りまとめ。今後、具体的な制度設計を行う。
 - → 平成27年4月より「誰もが学び続け、活躍できる『全員参加型社会』の実現のための政策連絡会議」を開催し、教育行政と労働、福祉行政の連携強化のため、文部科学省と厚生労働省が中長期的な視点に立った政策協議や、情報共有・連絡調整などを実施。

基本的方向性2:未来への飛躍を実現する人材の養成

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成) 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- 現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない。
- 現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は7大学(うち1大学は26年度より募集停止)、延べ111人(平成26年)。
- 高等専門学校教育の高度化及び深化に向けて、高等専門学校の全ての学生が修得すべき到達目標を設定したモデル・コアカリキュラムの導入に向けた取組を推進。
- 急速な社会経済のグローバル化を踏まえ、国際的に活躍できる実践的技術者を育成するため、高等専門学校教育のグローバル化に向けた取組を実施。
- 〇 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成26年度は2校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。
 - → 教育再生実行会議における議論等を踏まえ、大学への飛び入学者が高 等学校卒業者と同等の法的地位・社会的評価を得られるようにするため の必要な制度改正等に取り組んでいく。
 - → 高等専門学校固有の機能の充実強化に向け、産業構造の変化、技術の 高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門 学校の教育研究の個性化、活性化、高度化を推進する施策を講じる。

*14-2 理数系人材の養成

○ スーパーサイエンスハイスクール(SSH)について、平成27年度は 203校を指定し支援(平成26年度:204校)。

- 〇 平成27年度予算において、大学と教育委員会が連携した科学研究型の 学習活動の推進、及び科学研究型の学習活動を指導できる教員の育成に係 る取組を支援する「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」の創設に 係る予算を計上(1億円)。
- 第1回科学の甲子園ジュニアや科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、 サイエンス・インカレの開催・支援により、理数好きの生徒等の裾野を拡 大するとともに、切磋琢磨する場を提供。
- 〇 女子中高生の理系進路選択を支援するため、女性研究者等と女子中高生の交流の機会の提供や、実験教室、出前授業等の取組を行う大学を支援する、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を推進。平成26年度は9件を選定。
- 〇 今後の理工系人材の育成・確保のため「理工系人材育成戦略」を平成 2 7年3月策定。
- 〇 「国際原子力人材育成イニシアティブ(公募事業)」として、大学、高 専機構、民間企業等が実施する学生等を対象とした高度原子力教育や放射 線取扱実習等の取組を通じて、原子力の基盤と安全を支えるために必要な 幅広い原子力人材の育成を目指している。平成26年度予算において27 件の取組を支援。
- 〇 「宇宙航空科学技術推進委託費(公募事業)」として、小中学生から大学院生まで、それぞれのレベルに応じた教材開発、実験機会の提供等を通じて、将来の宇宙航空に携わる人材の育成を目指している。平成26年度については2件の事業を選定。
 - → 次代を担う科学技術人材の育成・確保のため、理数好きの生徒等を拡[`] 大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばす ための支援策の充実に向けた検討を行う。
- → 「理工系人材育成戦略」を踏まえ、平成27年5月に設置された「理工系人材に関する産学官円卓会議」において、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応について検討を行い、教育機関と産業界との連携を強化することにより、戦略的な人材育成を行う。

14-3 スポーツ, 文化芸術に秀でた人材の養成 (スポーツ)

〇 2020年東京オリンピック競技大会に焦点を充て、活躍が期待される ターゲットエイジを重点的・計画的に発掘・育成・強化できる指導体制の 整備を実施。

(文化芸術について)

- 〇 将来の我が国の文化芸術振興を担う人材を育成するため、「新進芸術家海外研修制度」(平成26年度:83名)において、我が国の新進芸術家等が海外で実践的に研修する機会を提供しているほか、新進芸術家等が基礎や技術を磨くために必要な公演、展示やセミナー・ワークショップ等研修機会を提供する「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」(平成26年度:78事業)を実施。また、多彩な芸術文化活動を支える高度な専門性を有したアートマネジメント(文化芸術経営)人材の養成を推進するため、「大学を活用した文化芸術推進事業」(平成26年度:21事業)において、芸術系大学等による公演・展示等の企画開催を含めた実践的なカリキュラムの開発・実施を支援。
- 劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施(採択件数:平成26年度165件)。
- 〇 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が企画する文化芸術の創造発信事業を支援する「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業を実施(採択件数:平成26年度115件)。
- 〇 子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「文化芸術による子供の育成事業」を実施している。(文化芸術団体による巡回公演:平成26年度1,797公演、学校への芸術家派遣:平成26年度2,783件)。
 - → 引き続き、2020年東京オリンピック競技大会において活躍が期待 されるターゲットエイジの育成・強化を図るため、平成27年度におい ても、「競技力向上事業」の中で平成26年度と同様の取組を実施予定。
 - ※「競技力向上事業」

うち2020ターゲットエイジの育成 (平成27年度予算額74億円の内数)

→ 引き続き、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成 を図ることや、地方公共団体が企画する人材養成に資する文化芸術の創 造発信事業への支援、義務教育期間中の子供たちが文化芸術に触れる機 会を拡充する。

基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

- 〇 我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。平成26年度の支援対象は、DC(博士課程後期の学生)4,660人、PD(博士の学位取得者等)1,166人。
- 〇 複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、若手研究者等の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る仕組みを構築する大学等を支援。平成26年度から7件の取組を支援。
- 〇 テニュアトラック制(公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組み) を実施する大学等を支援。平成26年度までに57機関に支援を実施。
- 〇 博士人材の多様なキャリアパスを切り拓くため、ポストドクターを対象 に、企業等における長期インターンシップ(3か月以上)の機会の提供等 を行う大学等を支援。平成26年度までに36大学に支援を実施。
- 〇 女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。平成26年度までに96機関に支援を実施。
- ○「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀 な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍する リーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超え て博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログ ラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援。
 - → 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログ[`] ラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向 けた見通しについて確認する。
- → 第4期科学技術基本計画や、博士課程(後期)の学生に対する経済的 支援の実施状況も踏まえつつ、優れた学生が将来への見通しを持って大 学院で学べるよう、経済的支援の更なる充実を図る。
- → 科学技術・学術審議会(人材委員会)において、若手研究者の育成・研究環境整備や、研究者全体の流動性を促す仕組みの構築、指導的立場における女性研究者の活躍促進等に向けた提言が行われた。今後、第5期科学技術基本計画策定に向け更なる議論が行われ、その方針に基づき施策が講じられることとなる。

15-2 大学等の研究力強化の促進

(世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI))

〇 大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る国際研究拠点の形成を目指す「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」を平成19年度より推進している(平成26年度は9拠点を支援)。

(頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)

- 〇 「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」の実施を通じて、海外のトップクラスの研究機関と研究者の派遣・受入れを行う大学等研究機関を重点的に支援(平成26年度に支援を行った大学等研究機関数は80件(継続課題56件、平成26年度新規採択課題24件))。(グローバルCOEプログラム)
- 〇 世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に優れた教育研究拠点の形成を支援する「グローバルCOEプログラム」として平成19年度から21年度にかけて41大学140拠点を採択した(平成25年度で終了)。

(共同利用・共同研究拠点)

- 国公私立大学の共同利用・共同研究拠点について、文部科学大臣により 4拠点を新規に認定(平成27年4月現在:国公私立49大学99拠点)。 各拠点の取組については、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援を実施。
- 〇 研究環境基盤部会において取りまとめた「共同利用・共同研究体制の強化に向けて(審議のまとめ)」等を踏まえ、拠点の期末評価要項や新規認定要項を策定。

(大規模学術フロンティア促進事業)

- 国際的競争と協調による国内外の多数の研究者が参画する学術の大規模 プロジェクトを、学術版「ロードマップ」で示された優先度に基づき、戦 略的・計画的に推進する「大規模学術フロンティア促進事業」により、新 規プロジェクト「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計 画」を含む9プロジェクトを支援。
- 国際的な頭脳循環のハブとなる研究拠点における学術の大規模プロジェクトについて、引き続き戦略的、計画的に推進するため、学術版「ロードマップ2014」を作成。
- 〇 年次計画に基づき、評価の実施時期に該当するプロジェクトの主要な研究テーマの進捗状況及び成果の評価等を実施。

(国立大学等における先端研究設備の整備)

〇 「地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策」を踏まえ、地域社会経済の活性化のために、大学等の最先端研究設備の整備に必要な経費を平成26年度補正予算に計上。

(研究大学強化促進事業)

〇 世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力強化の促進に資するため、平成25年度から「研究大学強化促進事業」を実施し、22の支援対象機関の研究力強化の取組を支援(支援期間10年間、支援規模2~4億円/年)。

(科学研究費助成事業)

〇 平成26年度は、科研費制度の充実・効率化を図るため、前年度とほぼ 同額の助成額を確保するとともに、特別研究員(PD)に交付する「特別 研究員奨励費」への間接経費の措置や「調整金」の改善等を実施。

(競争的資金制度)

- 〇 研究費の効果的・効率的な運用のため、文部科学省において、複数の競争的資金制度における研究費の合算による共用設備の購入を可能とするとともに競争的資金の費目間流用に関して、配分機関の承認なしで流用可能な範囲を直接経費総額の50%以下に統一。
- 各府省の競争的資金制度においても、旅費・消耗品について、複数の制度における研究費の合算による使用を可能とした。

(世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI))

→ 平成27年度において引き続き9拠点の支援を行う。

(頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)

→ 平成27年度においては64件程度の大学等研究機関に支援を行うことで、引き続き海外の研究機関との国際研究ネットワークの戦略的な構築を図り、国際的な頭脳循環の促進に取り組む。

(グローバルCOEプログラム)

→ 「グローバルCOEプログラム」の事後評価を行い、各拠点における 教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上と更なる発展に資すると ともに、その成果を踏まえ国際的に優れた博士課程の教育研究機能を発 揮する環境を形成するための取組を推進する。

(共同利用・共同研究拠点)

→ 国立大学の共同利用・共同研究拠点について、既存拠点の期末評価を 実施するとともに、平成28年度からの新規認定を行う。公私立大学の 共同利用・共同研究拠点について、平成27年度は12拠点について支援を行う。

(大規模学術フロンティア促進事業)

→ 平成27年度は、「新しいステージに向けた学術情報ネットワーク(SINET)整備」を「大規模学術フロンティア促進事業」に新たに位置づけるなど、10プロジェクトについて支援を行う。

(研究大学強化促進事業)

→ 平成27年度は、平成25年度に採択された22機関について引き続き支援を行う。

(科学研究費助成事業)

→ 平成27年度は研究者の自由な発想に基づく多様で質の高い学術研究を推進するとともに、分野融合的な研究の推進や、若手研究者を中心とした国際的なネットワークの形成など、卓越した知の創出力を強化するため、科研費の抜本改革に着手する。

(競争的資金制度)

→ 複数の競争的資金制度における研究費の合算による共用設備の購入に ついて、合算使用の条件等を関係府省間で今後検討予定。

15-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進

- 〇 イノベーション創出に向け、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発や、知的財産の活用などを推進。
- 〇 「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)」では、18のCOI拠点において、将来社会のビジョンからバックキャストで研究開発課題を設定した上で、既存の概念を打破し、革新的な研究成果に基づく実用化を目指した産学連携によるアンダーワンルーフでの研究開発を集中的に実施。
 - → ビジョンの実現へ向け平成27年度は、トライアルからCOI拠点に 昇格した拠点も含め、プログラム全体のビジョン実現に向けた取組を加速させる(平成27年度予算額82億円(平成26年度予算額:83億円))。
 - → 引き続き、知的財産の活用を促進していく。

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際 化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

*16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

(初等中等教育段階)

- 〇 「外国語活動・外国語教育の教材整備等」事業において、平成23年度 から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施のため、平成24 年度から外国語活動用教材 "Hi, friends"を作成・配布すると ともに、教員の指導力向上のための英語教育活動事例集を配布。
- 英語教育強化推進事業として、各都道府県に合計141校の拠点校を設け、新学習指導要領の着実な実施を促進するとともに、優れた取組への支援を実施。また、拠点校の生徒を中心に、生徒の英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力の把握・分析を行った(平成24年度「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」に係る状況調査では、生徒の英語力の目標を達成した割合は中学校及び高等学校第3学年でいずれも約31%。求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合は中学校教員で約28%、高等学校教員で約52%)。

- 〇 「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」を 受け、平成24年7月にポータルサイト「えいごネット」(文部科学省の 協力の下、(財)英語教育協議会(ELEC)が運営)を開設し、英語教 育に関する情報を提供。
- 〇 初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育改革を計画的に進めるための「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表(平成25年12月)。
- 〇 「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を具体化するため、 平成26年2月に有識者会議を設置し英語教育の在り方に関する検討を行 い、
 - ①国が示す教育目標・内容の改善
 - ②学校における指導と評価の改善
 - ③高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善
 - ④教科書・教材の充実
 - ⑤学校における指導体制の充実
 - の五つの改革に関する提言「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を平成26年9月に取りまとめ。
- 〇 また、上記報告を受け、「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能の評価 及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用の在り方について検 討・協議を行う、学校関係者、専門家、英語の資格・検定団体、経済団体 等からなる「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促 進に関する連絡協議会」を平成26年12月に設置し、同年3月には、資 格・検定試験の活用促進に係る行動指針が同協議会で決定された。
- 〇 我が国における国際バカロレア (IB) の普及・拡大のため、国際バカロレア機構との協力の下、平成26年度に引き続き、国際バカロレア・ディプロマプログラム (DP) の科目の一部を英語とともに日本語でも指導可能とする「日本語DP」の開発・導入を進めた。
- 〇 また、平成25年度から国際バカロレアに対応するために必要な教員の確保に向けた取組(教員養成ワークショップの国内開催、外国人に対する特別免許状の円滑な授与等)、IBのカリキュラムと学習指導要領との対応関係に係る考え方の整理、国内の大学入試におけるIBの活用促進、IBに係る積極的な広報等を実施(現在、国内の国際バカロレア認定校等(DP校)は36校(認定校25校、候補校等11校))。

(高等教育段階)

- 〇 平成26年5月に入学者選抜においてTOEFL等の活用を推奨することなどを記載した平成27年度大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において入学者選抜におけるTOEFL等の活用について説明を実施。平成26年度大学入学者選抜において、273大学が活用。
- 〇 平成24年度より実施している「経済社会の発展を牽引するグローバル 人材育成支援」において、採択42大学に対して、学生のグローバルカを 強化するための組織的な取組の一つとして、TOEFL等の外部検定試験 の活用を含め、高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価 を行う入試の導入を促進。
- 〇 TOEFL等の入学者選抜等での活用など、国際化に取り組む大学をスーパーグローバル大学として重点支援(平成27年度予算額:77億円)。

(初等中等教育段階)

- → 生徒に求められる英語力や学習の状況を全国的に把握・分析し、その 結果を指導の改善に活用するためには、全国の学校を対象とした無作為 抽出による調査の実施が必要。この課題に対応するため、外部検定試験 実施団体と連携し、生徒の英語力を把握分析・検証するための調査を昨 年度に引き続き実施し、昨年の結果との経年比較を行うとともに、昨年 度対象であった高校3年生に加え、今年度は新たな中学3年生も対象と した調査を実施する(平成27年予算額:約1.2億円)。
- → 平成26年9月に英語教育の在り方に関する有識者会議が取りまとめた報告を踏まえ、英語教育指導者の英語指導力を強化する必要があるため、外部専門機関と連携し、教員等の英語力・指導力を向上するための研修を実施する事業や、全国の教育委員会や大学で行われている英語教員の英語力・指導力の強化策を調査し、効果的なモデルプログラム開発を行う。また、小学校英語教育の教科化や中・高等学校の英語教育の目標や内容の高度化など、現行の教育課程の基準によらない先進的な取組の支援等を行う(平成27年予算額:約5.9億円)。

(高等教育段階)

→ 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」について、本年度実施する平成26年度のフォローアップにおいて、語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組状況を把握するとともに、引き続き促進する。

*16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- 高校生の留学促進事業により、各都道府県に対して留学支援を実施(平成26年度:長期派遣273人、短期派遣1,109人、42都道府県)。
- 〇 グローバル人材育成の基盤形成事業により、各都道府県が行う留学フェア等の開催に係る経費の補助を実施(平成26年度:留学フェア等開催回数38回(24都道県))。
- 〇 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、平成25年12 月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りま とめ、外国人留学生受入れの重点地域等及び対応方針を設定。
- 〇 国内外の学生の交流促進や住環境の機能充実を図るため、平成26年7月に「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ。
- 〇 日本全体で若者の海外留学への機運を高めるため、官民協働海外留学推 進戦略本部を立ち上げ、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPA N」を開始。イベントの開催等留学の魅力や方法を伝えるための取組を政 府だけではなく、官民協働で実施。
- 〇 官と民が協力した海外留学支援制度「トビタテ!留学JAPAN 日本 代表プログラム」を創設し、第1期派遣留学生323名を選抜し、平成2 6年8月以降、派遣を順次開始。第2期派遣留学生についても256名を 選抜し、平成27年4月以降順次派遣を開始。
 - → 外国人留学生の受入れを促進するため、戦略的な受入れを行うとともに、「留学生30万人計画」の実現に向け、奨学金の充実、住環境等の生活支援、日本国内での就職支援等の受入れ環境の充実、留学コーディネーターの配置や現地で入学許可を出す仕組みづくり等による「攻め」の留学生施策を実施する。
- → 国費による日本人留学生の支援に加え、平成27年度から官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム」高校生コースの支援を開始。303名を選抜し、平成27年6月以降、順次派遣を開始する。
- → 国費による日本人留学生の支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム」第3期派遣留学生(平成27年8月以降派遣開始)、地域に定着するグローバル人材(グローカル人材)の育成に資する「地域人材コース」の支援を開始し、若者の海外留学の機運を更に高める。

*16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

(高校)

○ 高校段階からグローバル・リーダーを育成することをを目的とするスーパーグローバルハイスクールを整備・支援するため、平成26年度に56 校を指定。

(大学等)

- 〇 平成24年度より実施している「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」採択42大学において、英語での授業の実施率、外国人教員数、海外で学位を取得した教員数に係る達成目標を設定。5年間で事業全体として5万8,192人の学生を派遣予定。
- 〇 平成23年度より実施している「大学の世界展開力強化事業」採択60 プログラムにおいて、日本からの派遣学生数と海外からの受入れ学生数に 係る達成目標を設定。8年間で事業全体として1万7,451人(派遣9,690人、受入7,761人)の学生を交流予定。
- 〇 平成26年度に新規採択を行った「スーパーグローバル大学創成支援」 37件において、世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学や 国際化を牽引するグローバル大学を重点支援し、大学教育の国際標準への 適合、研究力向上に繋がる教育力の最大化を実施。(平成27年度予算額 :77億円)。
- 〇 中央教育審議会の議論を踏まえ、平成26年11月に外国大学とのジョイント・ディグリーを実施するための大学設置基準等を改正。
- 〇 平成25年10月に、文部科学省に設置した「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」が意見を取りまとめ、希望する学生がギャップイヤー・プログラムを経験できる環境を整備するという方向性が示された。これを受けた支援策として、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算額:12億円)の内数))を計上。
- 平成26年12月に中央教育審議会において「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」が取りまとめられ、我が国として留学生等を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学・大学院入学資格要件(12年又は16年の教育課程の修了)の拡大に係る制度改正の方針(大学入学資格:文部科学大臣が対象国を指定、大学院入学資格:認証評価を受けた3年以上の学士課程の学位を有している場合)が提言された。

(職業教育の質保証等)

〇 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を構築。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

(高校)

→ 平成27年度には、平成26年度指定校に加えて新規指定を行い、引き続きグローバル・リーダー育成に取り組む高校等を支援する(平成27年度予算額:11億円)。

(大学等)

→ ①「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」、②「大学の世界展開力強化事業」、③「スーパーグローバル大学創成支援」それぞれの事業において、本年度実施する平成26年度のフォローアップにおいて、目標の達成状況を把握するとともに、目標の達成を促す。

(職業教育の質保証等)

→ 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で 証明できる仕組みの構築については、その方策について更に検討が必要。

16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化(基本施策9-5 の再掲)

基本的方向性3:学びのセーフティネットの構築

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- 〇 幼児教育に係る保護者負担の軽減については、幼稚園就園奨励費補助による支援を行っており、平成26年度については保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃した。
- 〇 幼児教育無償化については、平成26年7月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における今後の取組の基本方向を踏まえ、平成27年度予算については幼稚園就園奨励費補助において、市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減を拡充するとともに市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図るよう計上。
- 〇 なお、子ども・子育て支援新制度における施設型給付については、平成 25年4月に内閣府に設置された子ども・子育て会議において、具体的な 水準について検討。
 - → 幼児教育無償化については、今後、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、子ども・子育て支援新制度の施行状況も勘案しながら、関係府省と連携しつつ総合的に検討する。

17-2 義務教育に係る教育費負担軽減

○ 義務教育の無償制、教科書の無償配布に加えて、就学援助を通じ、経済 的困難を抱える家庭に対する支援を継続的に実施(国は要保護児童生徒へ の支援の1/2を補助)。

【参考】

- 義務教育段階の就学援助
- (要保護児童生徒への支援)
- ※平成26年度国庫補助予算額 約8億4,000万円(対前年度比約2,000万円増)
- ※平成24年度の要保護児童生徒数は15万2,947人、対前年度887人増加。
 - 同援助率は1.54%、対前年度0.03ポイント増加。

(準要保護児童生徒への支援)

※平成24年度の準要保護児童生徒数は、139万9、076人、

対前年度1万6,695人減少。同援助率は14.10%,対前年度0.03ポイント増加。

→ 各市町村が実情に応じて実施している就学援助制度については、「子」 供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことを踏まえ、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するなど、就学援助の適切な運用等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- 〇 平成25年に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正の課題に対応するため、所得制限を設ける法改正を実施。平成26年4月より新制度を実施(平成27年度予算:3,830億円)。
 - ・私立高校等の低・中所得者への就学支援金の加算を拡充。
 - ・広く高等学校段階の学びを支援するため、新たに専修学校(一般課程) 支給及び各種学校のうち国家資格養成課程を置くものを就学支援金の対象とした。
 - 予算措置により海外の在外教育施設の高等部等の生徒や高校中退者に対する学び直し支援として就学支援金相当の支援。
- 低所得世帯の生徒への授業料以外の支援として「高校生等奨学給付金」制度を創設(平成27年度予算:79億円)。
 - → 新制度が着実に実施されるよう努めるとともに、引き続き高等学校段[`] 階の教育費負担の軽減を図る。

*17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

○ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく 安心して学べるよう、平成26年8月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(報告書)を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成27年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成27年度予算額>

•貸与人員 無利子奨学金: 46万人

(対前年度比1.9万人増(うち新規増8,600人))

※このほか被災学生等分7,000人

[有利子奨学金:87.7万人]

・事業費 無利子奨学金: 3, 125億円

(対前年度比125億円増)

※このほか被災学生等分48億円

[有利子奨学金:7,966億円]

○ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学については授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成25年度実績で約1.2万人に対して33.4億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成25年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラーシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大。

【参考】平成27年度予算

<国立大学>

免除対象人数:約0.3万人増

平成26年度:約5.4万人→平成27年度:約5.7万人 学部・修士:約4.8万人→約5.1万人(約0.3万人増) 博士:約0.6万人→約0.6万人、被災学生分:約600人

<私立大学>

授業料減免等対象人数:約0.2万人増

平成25年度:約3.7万人→平成26年度:約3.9万人

- ※公立大学については、授業料収入の11.5%を授業料減免相当として地方交付税交付金の算 定上措置している。
- 専修学校生への経済的支援の施策立案等の参考とするため、専修学校生 を対象とした学生生活に関する実態調査等を実施。
 - ・専修学校生の学生生活等に関する調査研究(平成26年度予算額2.000万円(新規))
- O また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念する ことがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討 を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う ための予算を平成27年度予算に計上。
 - ・専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業(平成27年度予算額3億円/支援対象人数:約0.2万人)
 - → 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく 安心して学べるよう、引き続き、学生等の経済的支援の在り方について 検討し、大学等奨学金事業及び授業料減免等の充実を図る。

17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成25年度においては約5万2,00人の幼児児童生徒への支援を実施。
- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えること等を踏まえ行われた復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」では取りまとめ結果において、必要性は高い事業とされたものの、基金方式の見直し等が求められた。
- こうした状況に加え、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故による避難生活が長期化していることから、震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」に必要な経費(約80億円)を平成27年度予算に計上。
- O また、被災地において通学困難となった児童生徒の通学支援として、被 災地からの要望等を踏まえ、スクールバス等の購入費への補助を実施。

【参考】平成26年度予算額 2.500万円

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図った。
- → 東日本大震災により被災した幼児児童生徒への就学支援について、被 災地からの要望等も踏まえて引き続き支援を行う。
- → 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとと もに授業料減免等の充実を図る。

<u>基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教</u> <u>育支援</u>

- 18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援
- 平成26年度においては、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方、いじめ・道徳教育への対応分等として703人の加配定数の改善を実施。

〇 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島 等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地 教育振興法等に基づいて、スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費へ の補助等の就学支援を実施。

【参考】

- ・へき地児童生徒援助費等補助金
 - 平成26年度予算額 約13億1,000万円(対前年度比約3,000万円増)
- 〇 政府として取り組む具体的な施策を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定(18-2後掲)。
 - → 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な 児童生徒への支援や、離島を含めたへき地の子供たち等に対する就学支 援を引き続き行う。
 - → 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の貧困対策に関する 各施策を実施する(18-2後掲)。

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

- 平成25年度の全国の国・公・私立高等学校での中途退学者数は約6万人、在籍者に占める中途退学者の割合(中退率)は約1.7%となっており、依然として相当数に上っている。
- 高校中退者に対する学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携体制の構築については、平成26年4月に、高校中退者情報を共有することや、地域若者サポートステーションが訪問支援等により支援を行うこと等について通知を発出する等により実施。
- 〇 学校・家庭・地域が連携して、全ての子供を対象に、学習支援をはじめとする教育支援活動として、平成26年度は「学校支援地域本部」を全国で3,746本部、「放課後子供教室」を全国で1万1,991教室で実施した。また、家庭教育支援については、課題を抱える家庭も対象として、家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を全国の3,344か所で実施。さらに、地域の公民館等においては、現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、その中の「若者の自立・社会参画支援プログラム」において、公民館が地域若者サポートステーションと連携するなど、就業に課題を抱える若者等の支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った(H26「若者の自立・社会参画プログラム」採択数:11件)。

〇 平成26年6月に取りまとめられた中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめを踏まえ、定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実を図るため、学習指導や進路指導等を行う人材配置への支援を実施。

いわゆる夜間中学については、平成26年度に全国8都府県31校に設置され、1,849人の生徒が在籍している。学習指導、生徒指導の改善充実に資するため、夜間中学の充実・改善等への取組を支援する実践研究事業を実施。

- 〇 高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間を過ぎた後も、卒業までの間(最長2年)、 就学支援金相当分の支援を実施。
- 〇 政府として取り組む具体的な施策を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定(18-1再掲)。
 - → 学校とハローワーク・地域若者サポートステ—ション等の多様な主体[`] との連携体制を強化し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を強化する。
 - → 学校支援地域本部を活用し、平成27年度より、家庭での学習習慣が 十分に身に付いていない中学生等を対象として、新たに2,000中学 校区で、大学生や教員0B等の協力を得た学習支援を行う。
 - → 現在夜間中学は8都府県31校で設置されているが、未設置の道県も 多くあるほか、必ずしもその存在が広く知られていないという状況があ るため、平成27年度以降、既存の夜間学級における指導の改善充実に 加え、夜間中学に関する広報の強化、全ての都道府県に夜間中学の設置 を目指して未設置道県における新規設置の促進を図る。
 - → 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、「幼児期から高等教育段 階まで切れ目ない教育費負担の軽減」と「学校をプラットフォームとし た総合的な子供の貧困対策の推進」(※)に取り組む。
 - (※) 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策に係る主な施策(平成27年度予算)
 - ①スクールソーシャルワーカーの配置拡充: 6. 5億円(2. 5億円増)

配置人数 2,247人(781人增)

貧困対策のための重点加配(新規)600人

- ※平成31年度末までの目標:1万人(全中学校区(1万校区)に1人の配置)
- ②家庭環境や地域間格差など教育格差の解消に向けた教員定数の措置:100人(新規)
- ③学校支援地域本部を活用した学習支援(「地域未来塾」): 2. 0億円(新規)(2, 000中学校区)
 - ※平成31年度末までの目標:5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)

18-3 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア

- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、被災県等の教育委員会からの申請を踏まえ、平成26年度においては、6県(岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、新潟県)に対して計1,069名(義務教育諸学校:986名、高等学校:83名)の教職員定数の加配措置を実施。
- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約411億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県等において学用品費や通学費等の援助などを実施しており、平成25年度においては約5万2,000人の幼児児童生徒への支援を行ったところ。また、平成26年度においては、平成26年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費(約33億円)を措置し、引き続き被災幼児児童生徒の就学機会を確保。
- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えること等を踏まえ行われた復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」では、その取りまとめ結果において、必要性は高い事業とされたものの、基本方式の見直し等が求められた。
- 〇 こうした状況に加え、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故による避難生活が長期化していることから、震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒等就学支援事業」に必要な経費(約80億円)を平成27年度予算に計上。
- 〇 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成26年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(約37億円、全額国庫負担、復興特別会計)。
- 平成27年度予算において、引き続き、スクールカウンセラー等を学校 等に派遣するために必要な経費を計上(「緊急スクールカウンセラー等派 遣事業」)(約27億円、全額国庫負担、復興特別会計)。
 - → 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、学習 支援や心のケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援 を行う。

成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校にお ける児童生徒等の安全の確保

19-1 安全・安心な学校施設

- 公立学校については、耐震化のための国庫補助を行うとともに、耐震化が遅れている地方公共団体に対し職員が個別に訪問し助言する等の取組を行っている。平成27年度予算事業実施後の公立小中学校の耐震化については、学校の統合や震災の影響等、各地方公共団体の個別事情により耐震対策が遅れているものを除き、おおむね完了する見込み(約98%)。
- また、非構造部材の耐震対策に対しても国庫補助を行うとともに、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」を作成、配布するなどの取組を行っている。特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな対策完了を目指し、平成25年8月に天井撤去を中心とした対策の検討を要請する通知を発出するとともに、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」及び「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」を作成・配布するなど対策の加速化に向けた取組を実施。

【参考】

対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数 4,849棟 非構造部材の耐震対策実施率(屋内運動場の吊り天井等を除く)64.5%

(平成27年4月現在)

- 〇 さらに、老朽化対策について、厳しい財政状況下、コストを抑えながら 建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、 平成25年度に創設した「長寿命化改良事業」や地方公共団体の先導的な 取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」、長寿命化改修の具体的 手法を示した手引(平成26年1月)について、地方公共団体職員を対象 とした講習会の開催などを通じて、普及啓発を図った。また、地方公共団 体による学校施設の長寿命化計画策定の具体的手法等をまとめた手引を作 成。
- 〇 学校施設の津波対策や避難所となる学校施設の在り方について、有識者会議において検討を行い、報告書「災害に強い学校施設の在り方について 〜津波対策及び避難所としての防災機能の強化〜」(平成26年3月)を 取りまとめるとともに、「公立学校施設における津波対策状況調査」(平成26年10月公表)を実施し、施設面での対策状況等について全国的な 概況を把握した。また、防災機能強化の取組に対し国庫補助を行っている。
- 〇 平成26年度から南海トラフ地震による津波対策として必要となる公立 学校施設の高台への移転改築事業に係る国庫補助制度を創設。さらに、平 成27年度からは、全国における津波対策のための改築事業への補助制度 を拡充する予定。

- 国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進しており、平成26年5月現在の耐震化率は94.2%に進捗した。(平成25年5月現在:91.5%)また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成26年8月に天井撤去を中心とした対策の一層の推進を要請する通知を発出するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。
- 〇 私立学校については、平成26年度の私立学校施設の耐震化率は、幼稚園~高等学校等で80.6%、大学等で85.2%となっており、国公立学校が平成27年度までに耐震化を完了させることを目標としていることを踏まえ、耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期完了を目指し、補助と融資の両面で支援を推進。

特に平成26年度補正予算及び平成27年度予算では、東日本大震災の 教訓や今後発生が懸念されている南海トラフ地震及び首都直下地震等に備 えるべく、耐震改築(建替え)及び耐震補強に対する補助制度により、耐 震化を促進。

- → 引き続き、学校施設の耐震化について、屋内運動場等の天井等落下防 止対策を含め、国公立学校は平成27年度まで、私立学校は国公立学校 の状況を勘案しつつ早期の完了に向けて、必要な予算を確保するととも に、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を一層推進 する。
- → また、津波対策としての避難経路の整備、避難所としての防災機能強化等についても、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を一層推進する。
- → 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う 必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、地方公 共団体における学校施設の長寿命化計画策定のための支援や講習会の実 施等を行うことにより、老朽化対策をより一層推進する。

19-2 学校安全の推進

- 〇 児童生徒等が「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防 災教育の手法の開発・普及等を支援する「実践的防災教育総合支援事業」 を実施。
- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会や教職員等に対する 心肺蘇生法実技講習会を実施。また、独立行政法人教員研修センターにお いて、各都道府県で指導的な役割を果たしている指導主事等を対象に、学 校事故対応を中心とした学校安全に関する研修会を実施。

- スクールガード・リーダーを活用した学校安全ボランティアの育成やボ ランティアによる見守り活動など、地域ぐるみで学校安全の体制整備を実 施。
- 地域における推進体制の構築を促すなど、通学路の交通安全の確保についての通知を発出し、取組を促進。

また、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、通学路の合同点検や安全対策の検討を行う「通学路安全推進事業」を実施するなど、通学路の交通安全確保のための取組を推進。

- 〇 中央教育審議会の下に学校安全部会を設置し、安全教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的に調査審議。
- 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校事故再発 防止に向けて、今後留意すべき点について取りまとめるため、これまで発 生した学校管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対 応について実態調査を行い、分析を実施。
 - → 安全教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る。
 - → 学習指導要領改訂に当たり、安全教育の系統的な内容を確保するために、教育課程全体の中で検討を行う。
 - → 安全教育に関する教職員の研修等の充実により、資質の向上を図る。
 - → 学校、教育委員会や道路管理者、警察、保護者などの関係が協力し、 継続的に通学路の合同点検や交通安全対策を実施するよう、関係省庁と 連携し支援する。

基 本 的 方 向 性 4 : 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・ 協働体制の整備推進

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 社会全体で子供の学びを支えていくため、地域住民や多様な経験や技能を持つ人材・企業等、豊富な社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「土曜日の教育活動」などの学校・家庭・地域の連携による様々な教育支援活動を支援。
- 〇 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」の実施状況は平成26年度3,746本部(公立小中学校区あたりの実施率:30%)、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」の実施状況は平成26年度1万1,991教室(公立小学校区当たりの実施率:51%)、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て実施する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」の実施状況は平成26年度で4,845校区。
 - → 平成29年度までに全国の小・中学校区に「学校支援地域本部」や「放 課後子供教室」、「土曜日の教育活動」など、地域住民の参画により子 供の学びを支援するための体制を構築するため、本事業を一層推進して いく。また、「小一の壁」を打破し、次代を担う人材育成のため、放課 後児童クラブ(厚生労働省)と一体型の放課後子供教室の計画的な整備 を進めるとともに、学習が遅れがちな中学生等を対象として大学生や教 員OBなど地域住民の協力による学校支援地域本部を活用した学習支援 を推進する。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

〇 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善を図るため、「地域とともにある学校づくり」を推進している。そのうち、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、平成26年4月1日時点で、1,919校(うち、小・中学校は1,805校)が指定され、前年度から349校増加した。

- 〇 平成26年6月に文部科学省内に「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、平成27年3月に「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」(報告)を取りまとめ。
- 〇 コミュニティ・スクールの導入が加速しつつある自治体に重点を置き、 全国4会場でフォーラムを実施したり、地域とともにある学校づくりを推 進するための実践研究等を実施したりするなど、コミュニティ・スクール の普及や取組の充実を図った。
- 地域とともにある学校づくりの効果的な推進のため、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員のマネジメントカ向上、実効性ある学校評価に関する調査研究を行うとともに、その普及・啓発を実施。
 - → 今後のコミュニティ・スクールの在り方やその総合的な推進方策等の 検討に向けて、平成27年4月に中央教育審議会に「新しい時代の教育 や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」 諮問し、現在審議中。今後、審議の状況を踏まえ、コミュニティ・スク ールの一層の拡大・充実を図る。
- → 地方創生にも資するよう、学校を核とした地域の魅力を創造する取組を支援するとともに、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制の下で課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築し、地域とともにある学校づくりを推進する。
- → 校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、校長や教職員等のマネジメントカ向上、実効性ある学校評価システムの構築に関する調査研究等を引き続き実施し、自律的・組織的な学校運営体制の構築を図る。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- 〇 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決を通じた地域コミュニティ形成に資する公民館等の社会教育施設の取組を支援し、その成果の全国への波及を図り、学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成の推進を図った(平成26年度採択数:95件)。
- 〇 余裕教室を活用する場合の財産処分手続を大幅に簡素化・弾力化し余裕教室の活用促進を図っており、平成26年8月には、活用事例を掲載したパンフレットも作成・配布。平成25年5月1日現在、余裕教室の99.3%が活用(余裕教室活用状況の実態調査。平成21年:99.1%)されている。

- 〇 学校施設と他の公共施設等との複合化を実施する場合の計画設計上及び 管理運営上の留意点について、平成26年8月より有識者会議を設置し調 査研究を実施。
- 総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)の育成に取り組んでおり、現在、総合型クラブは全国に約3,500か所(平成25年7月:3,493→平成26年7月:3,512)設置、総合型クラブ設置率(全市区町村数に占める総合型クラブ設置済み及び設置準備中の市区町村数)は約8割(平成25年7月:79.0%→平成26年7月:80.1%)となっている。また、「拠点クラブ」を通じて周辺の地域スポーツクラブや学校等にトップアスリート等の優秀な人材を派遣し、地域スポーツとトップスポーツの好循環の実現を図っており、平成26年度現在58の「拠点クラブ」がある。
- 〇 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う公演事業等に総合的に支援 することで、劇場、音楽堂等の活性化と地域コミュニティの創造と再生を 推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施(採択件数:平成26年度 165件)。
 - → 平成27年度から「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民) 館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的 取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし 更なる普及・啓発を図る。
 - → スポーツ基本計画(平成24年3月策定)に基づき、地域コミュニティの核となる総合型クラブを各市区町村に少なくとも一つは育成するため、地方公共団体、大学・企業等と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や支援策についての検討を行う。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 〇 大学における公開講座の実施状況等の調査を行ない、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果 について説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を実施。
- 〇 放送大学では多様な年齢層・職層の人が学習している(学生数は平成26年度第2学期で8万9,510人)。また、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目数の充実を図るとともに(放送授業科目数:343科目、面接授業科目数:3,045科目(平成26年度))、各都道府県に設置している学習センター等において、公開講演会を計519回(平成26年12月10日現在)実施。

- → 人材認証制度を含めた学習履歴の管理・活用の在り方について、中央[`] 教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を行う。
- → 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を 広く公表することで、更に大学公開講座の充実が図られるよう大学の取 組を促す。
- → 放送大学における地域貢献事例について、平成25年度に開設したウェブサイト上での公開や、平成26年度より放送大学エキスパートとして「地域貢献リーダー人材認証」を新設するとともに、平成26年度より大学院博士後期課程を設置し、地域社会・職場等の課題解決をリードする中核的な社会人研究者の育成を図っている(平成26年度博士全科生入学者12名)。

基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進

*21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

- 〇 「地(知)の拠点整備事業」は、大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としたもので、平成25及び26年度には77拠点を整備し、地域再生・活性化の核となる大学の形成の促進を図った。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表している ほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果に ついて説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を実施。
 - → 平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学 の支援として実施してきた「地(知)の拠点整備事業(COC)」を発 展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を 担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目 的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが 強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支 援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を 実施している。
 - → 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を 広く公表することで、更に大学公開講座の充実が図られるよう大学の取 組を促す。

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- 〇 身近な地域において、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭 教育支援チームの組織化等による保護者への学習機会の提供や相談対応等 の家庭教育を支援する自治体の取組を推進(平成26年度実施箇所数:3, 344か所)。
- 社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援の取組手法の検討や関係 府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企 業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図った。
- 〇 課題を抱え孤立しがちな家庭への公民館等を拠点とした地域人材による サポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施(平成26年度実施箇 所数:18か所)。
- 〇 家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を行い、 問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った(平成2 6年度実施箇所数:5か所)。
- 家庭教育支援チームによる支援を更に普及するため、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を実施。
 - → 引き続き、家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者 への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を 推進するとともに、訪問型アウトリーチ支援など問題を抱え孤立した家 庭に対する効果的な行政手法についての検討を行う。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するとともに、子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰を実施。
- 「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検 討委員会」を開催し、睡眠習慣をはじめとする生活習慣が子供の心身に与 える影響などに関する科学的知見の整理と、その普及啓発の在り方につい て検討し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資 料を作成。
- 親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族のきずなや、家庭でのルールづくり、子供たちの基本的な生活習慣づくり、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子で話し合ったり、一緒に取り組むことを社会全体で呼びかけていくため、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を実施。

→ 平成26年度の検討委員会での議論を踏まえ、中高生を中心とした子供の生活習慣づくりの推進を図るとともに、引き続き、子供から大人までの生活習慣づくりについて、府省や地域、団体、企業等との連携を図りながら、全国的な普及啓発を推進する。

4つの基本的方向性を支える環境整備

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

- 23-1 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立
- 教育委員会の在り方に関しては、教育委員会会議における委員からの提案に基づき議題の設定するケースの増加や、議事録の公開状況の改善等、 教育委員会の活性化に向けた取組の充実が図られている。
- 〇 また、今後の教育委員会の責任体制の確立等に向けて、教育再生実行会 議第二次提言を受けて、平成25年12月に中央教育審議会において「今 後の地方教育行政の在り方について(答申)」を取りまとめた。これを受 け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を国会に提出 し、平成26年6月に成立した。改正法は平成27年4月1日から施行。
- 〇 なお、県費負担教職員の給与等の負担の指定都市への移譲等について、「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(平成25年12月中央教育審議会)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)等を踏まえ、平成26年通常国会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、関係法律が改正され、平成29年4月1日に指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員の給与等の負担が道府県から指定都市へ移譲される予定。

【参考】

<教育委員会会議の運営上の工夫>

・教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定 (県・指定都市)平成23年度:7.6% → 平成24年度:10.4% (市町村)平成23年度:9.5% → 平成24年度:11.0%

<教育委員会会議の公開状況>

・教育委員会会議の議事録の公開状況

(県・指定都市) 平成23年度:98.5% → 平成24年度:100.0% (市町村) 平成23年度:47.8% → 平成24年度:51.2%

23-2 地域とともにある学校づくりの推進(基本施策20-2の再掲)

基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

- 24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備
- 〇 平成26年度予算においては、少子化時代に対応する教職員定数の配置 改善として、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方で、小学校英語 の教科化やいじめ等への対応など優先度が高い教育課題への対応に必要な 703人の加配定数の改善を実施。
- 〇 また、シルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生を図る方策として、8,000人のシルバー人材・地域人材を指導員として配置する「補習等のための指導員等派遣事業」を平成25年度に引き続いて実施。
 - → 平成27年度予算に盛り込んでいる課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)やチーム学校などの新たな取組を着実に推進するとともに、 今後の教職員定数の在り方について引き続き検討を行う。
- 24-2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築(基本施策4-1の再掲)
- 24-3 大学・大学院における教員養成の改善(基本施策4-2の再掲)
- 24-4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用(基本施策4-3の 再掲)
- 24-5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化(基本施策4-4の再掲)
- 24-6 適切な人事管理の実施の促進(基本施策4-5の再掲)
- 24-7 メリハリある給与体系の確立(基本施策4-6の再掲)

基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

25-1 良好で質の高い学校施設の整備

(老朽化対策)

〇 厳しい財政状況下で効率的・効果的に老朽化対策を進めるために、従来の建て替えではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、「長寿命化改良事業」の創設や地方公共団体の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」の実施、長寿命化改修の具体的手法を示した手引の作成(平成26年1月)などにより、各地方公共団体の取組を支援。

(エコスクール)

○ エコスクールの整備に対する国庫補助、意義及び効果の普及・啓発に取り組むとともに、環境教育の教材として活用できる公立学校施設の整備推進を目的とした「エコスクール・パイロットモデル事業」や学校ゼロエネルギー化に取り組む学校を支援する「スーパーエコスクール実証事業」を実施。

【参考】

- ・エコスクールパイロット・モデル認定校平成26年度1,564校 → 平成27年度1,609校〔延べ校数〕
- ・再生可能エネルギー設備を設置する公立学校 平成23年度6,191校 → 平成25年度7,371校 [延べ校数]

(木材利用)

〇 木造での学校施設の整備に関する調査研究を実施し、日本工業規格である「木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)」について、近年の学校施設に求められる機能の変化などに対応するよう全面改正するとともに、JIS A 3301の解説書となる「技術資料」を作成・配布。また、公立学校における木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を行っている。さらに、講習会の開催や木材利用促進に関する地方公共団体への通知の発出など、学校施設における木材活用の意義及び効果の普及・啓発に取り組んでいる。

【参考】公立学校における木材利用の状況

平成25年度に新しく建築された学校施設(1, 242棟)のうち、936棟(75, 4%)が 木材を使用した木の学校

[内訳]・木造施設 254棟(20.5%)【平成24年度 20.0%】 ・非木造施設のうち内装が木質化された施設682棟(54.9%)

【平成24年度 55.2%】

(バリアフリー)

- 〇 学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施(平成26年度当初予算での補助実績:49件)するとともに、バリアフリー 化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事 例の普及啓発を図った。
 - → 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う 必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、今後は 更に地方公共団体における中長期的な再生整備の支援や講習会の実施等 も行うことにより、老朽化対策をより一層推進する。その際、エコスク ール、木材利用、バリアフリー化にも配慮し、質の高い学校施設整備を 推進する。

25-2 教材等の教育環境の充実

- 〇 「教材整備指針」(平成23年4月通知)に基づき学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施できるよう、10年間の「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」(平成24年度から平成33年度の10か年総額:約8,000億円)を策定。
- 〇 学校図書館図書標準の達成状況については、平成25年度末現在において、小学校60.2%、中学校52.3%となっている。学校図書館資料を充実させるため、平成24年度から28年度までの5年間で図書整備に毎年度約200億円(総額約1,000億円)、新聞配備に毎年度約15億円(総額約75億円)の地方財政措置を行う「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、学校図書館図書費等への予算化を促した。
- 〇 学校司書の配置について、平成26年5月現在、小学校54.3%、中学校53.0%となっている。学校図書館の活用を更に充実するため、平成24年度以降約150億円の地方財政措置を講じ、専門的な人材配置による学校図書館の人的体制の強化を促した。
- 〇 教育の情報化については、地方自治体における学校のICT環境整備に対して地方財政措置(平成26年度:1,678億円)を講じた。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図った。

【参考】

・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

平成24年度: 6.54人 → 平成25年度: 6.46人

・普通教室の校内LAN整備率

平成24年度:84.4% → 平成25年度:85.6%

・超高速インターネット接続率

平成24年度:75.4% → 平成25年度:79.1%

・校務用コンピュータ整備率

平成24年度:108.1% → 平成25年度:111.1%

→ 地方自治体に対して、通知や会議等を通じて「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」の周知を図り、学校教材の安定的、計画的な整備が実施されるよう促す。

また、学校図書館の充実に向けては、通知や会議等により「学校図書館図書整備計画5か年計画」等の周知を図るとともに、地方財政措置の確保等を通じて学校図書館の充実を促進する。

地方財政措置を確保するとともに、ICTを活用した地方自治体の教育の取組状況に応じた助言を行うアドバイザーの派遣などを通じて、ICT環境の整備のための取組を促進する。

基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

- *26-1 大学におけるガバナンス機能の強化
- 教授会の役割の明確化や国立大学法人の学長選考の透明化等を内容とする学校教育法及び国立大学法人法の改正案を提出し、平成26年6月に成立。また、法改正を受けて設置した検討会議における検討を受けて、8月に施行通知等を発出、9月に全大学を対象とした説明会を開催、12月に各大学による内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施し、中間状況を把握。各大学や大学団体等からの求めに応じて、教職員研修会での説明や個別相談を随時実施。
- 国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。
- 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- 〇 学校法人の財務情報等について、一般に閲覧可能なホームページへ掲載している法人の割合は98.6%(平成25年度)から99.7%(平成26年度)に上昇。平成27年度以降においても財務情報等の積極的な公開に努めるよう、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じ求めた。
 - → 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援の ため、引き続き必要な予算を確保する。

基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

- *27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進
- 〇 今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を 策定(平成25年11月)。
- 〇 各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理 (ミッションの再定義)。

先行して整理を行った医学、工学、教員養成の3分野の結果については 平成25年12月に他分野に先行して公表した。また、その他の分野につ いても、平成26年4月に公表した。

- 第185回臨時国会で成立した産業競争力強化法において、国立大学法人から大学発ベンチャー支援会社への出資を可能とする制度改正を実施(平成26年4月1日公布)。平成26年9月1日に京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社について、また、同年10月31日に東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社について、特定研究成果活用支援事業計画の認定。同年12月22日に、京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社が設立、また、平成27年2月23日に東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社の設立。
 - → 「国立大学改革プラン」に基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、 特色を最大限生かした機能強化を図る。
 - → 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方の見直しのため、文部科学省内に立ち上げた有識者検討会において議論を行い、平成27年4月8日に中間まとめを公表。最終まとめに向け、引き続き検討する。

27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

- 〇 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
 - → 私立大学等の教育研究活性化の促進・支援のため、引き続き必要な予 算を確保する。

27-3 国公私立大学の枠を超えた大学間連携の促進

〇 各大学が自らの強みを活かしつつ、他大学との連携を深める取組を支援 することにより、大学全体として多様かつ高度な教育を展開。

【参考】

- ・教育・学生支援分野の共同利用拠点(平成21年度~):46拠点を認定(平成27年4月1日現在)
- ・教育課程の共同実施(平成22年度~):10件
- ・様々な地域・分野での課題に対して各大学が連携・共同して解決に当たる取組を支援(大学間連携共同教育推進事業): 49件
- → 国公私の設置形態を超えた大学間連携を引き続き支援することによ り、強みを活かした機能別分化と教育の質保証を推進する。

27-4 大学情報の積極的発信(基本施策9-2の再掲)

27-5 大学評価の改善(基本施策9-3の再掲)

基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

- 〇 国立大学については、平成27年度予算において、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費を確保するとともに、各大学の強み・特色を活かした機能強化への取組に必要な経費を確保(国立大学法人運営費交付金等:1兆1,006億円(対前年比117億円減))。
- 〇 また、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝・若手研究者の採用拡大などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援するなどの経費等を確保(国立大学改革強化促進事業: 168億円(対前年比18億円減))。
- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤 的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを 実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、 教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む 大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- 〇 文部科学省では、全ての競争的資金制度について、間接経費比率を30 %措置。
 - → 国立大学については、引き続き、国立大学法人運営費交付金など財政 基盤の確立を図るとともに、積極的に改革に取り組む大学に対しては重 点支援を行う。また、第3期中期目標期間(平成28年度~)における 国立大学法人運営費交付金や評価の在り方等について今後検討し、抜本 的に見直しを行うこととしている。
 - → 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する。

28-2 個性・特色に応じた施設整備

○ 国立大学等施設においては、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、大学等の機能強化につながる施設整備を図った。

【参考】「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23~27年度)

- ·老朽改善整備(目標:約400万㎡→平成26年度:240.4万㎡(累計))
- ·狭隘解消整備(目標:約80万㎡→平成26年度:82.8万㎡(累計))
- ・大学附属病院の再生(目標:約70万㎡→平成26年度:63.8万㎡(累計))

〇 特色ある教育・研究を実施する私立学校施設の安全性の確保や教育研究機能の維持向上等、教育研究基盤の充実・強化に資する事業を支援。特に、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業により選定した研究プロジェクト(平成26年度は61事業)に対し、施設・設備等を重点的かつ総合的に支援。

平成26年度の私立学校施設の耐震化率は、幼稚園~高等学校等で80.6%、大学等で85.2%となっており、国公立学校が平成27年度までに耐震化を完了させることを目標としていることを踏まえ、耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期完了を目指し、補助と融資の両面で支援を推進。

特に平成26年度補正予算及び平成27年度予算では、東日本大震災の 教訓や今後発生が懸念されている南海トラフ地震及び首都直下地震等に備 えるべく、耐震改築(建替え)及び耐震補強に対する補助制度により、耐 震化を促進。

- → 国立大学等施設については、依然として安全性・機能性の不足や老朽 化の更なる進行などの課題を有し、高度化・多様化する教育研究活動に 十分対応できていない状況にあることから、「第3次国立大学法人等施 設整備5か年計画」に基づき、厳しい財政状況の中にあっても必要な予 算を安定的・継続的に確保する。
- → 私立大学等の教育研究基盤となる装置及び施設、設備費については、 全体として減少傾向にあるが、各私立大学からの要望が多いことから、 必要な予算を確保することが重要である。
- → また、私立学校施設の耐震化についても、引き続き必要な予算を確保 し、できるだけ早期に耐震化事業が完了できるようにする。

基本施策29 私立学校の振興

29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤 的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを 実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、 教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む 大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
 - → 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する。

*29-2 多元的な資金調達の促進

- 〇 学校法人への個人寄附に係る税額控除制度を導入(平成23年)し、あわせて私立学校への寄附の促進に向けた「アクションプラン」を策定する (平成24年)など、税額控除制度を活用した寄附の促進を図った。
- 〇 平成27年度の税制改正において、学校法人に対して個人が寄附した場合に、税額控除を適用するための、学校法人の寄附実績要件を規模に応じて緩和。
 - → 今後も引き続き、学校法人に対する寄附の促進に向けた取組を進める。

29-3 学校法人に対する経営支援の充実

- 著しく重大な問題を抱える学校法人への対応について、制度上の課題及び今後の対応の在り方を整理し、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において取りまとめた報告書(「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)も踏まえ、運営上重大な問題のある学校法人に対する必要な措置の命令など、解散命令に至るまでの間に段階的な措置を整備するために、私立学校法を改正。
- 〇 学校法人会計基準を改正(平成25年4月)し、平成27年度の施行に向けて、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じて学校法人への周知を図った。
- 一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき 寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱い が行われているという事態が生じたことを受け、平成27年3月に通知「学 校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を各 学校法人、都道府県に発出し、改めて適正な会計処理を求めた。
 - → 改正後の学校法人会計基準については平成27年度から施行されたことから、新たな基準に基づき適正な会計処理が行われるよう、日本公認会計士協会等と連携しながら指導を行うとともに、財務情報等について積極的な公開を求めるなど、学校法人が自ら的確な経営判断を行うことができるよう、環境の整備に取り組む。

基本施策30 社会教育推進体制の強化

30-1 社会教育推進体制の強化

〇 中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置されたワーキンググループにおいて、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループの審議の整理」を取りまとめ。当該報告書で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事等の養成の在り方の見直しを行っている。

→ 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわ たっており、養成の在り方の見直しに当たっては、関係者からの意見を 聴取しつつ十分な議論を要する。

東日本大震災からの復旧・復興支援

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

*学びのセーフティネットの構築

(児童生徒)

- 被災した子供に対する学習支援や心のケアとして、教職員の加配措置や スクールカウンセラーの配置等を引き続き実施(基本施策18-3関係)。
- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成25年度においては約5万2,000人の幼児児童生徒への支援を実施。
- 〇 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えること等を踏まえ行われた復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」では、その取りまとめ結果において、必要性は高い事業とされたものの、基金方式の見直し等が求められたところ。
- こうした状況に加え、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故による避難生活が長期化していることから、震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」に必要な経費(約80億円)を平成27年度予算に計上。
- 〇 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成26年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(約37億円、全額国庫負担、復興特別会計))。
- 平成27年度予算において、引き続き、スクールカウンセラー等を学校 等に派遣するために必要な経費を計上(「緊急スクールカウンセラー等派 遣事業」(約27億円、全額国庫負担、復興特別会計))。

(学生等)

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよ う、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与。
- 〇 東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立 大学等への支援を実施(※17-5と同様)。

(学校施設)

- 〇 引き続き、被害を受けた学校施設の復旧を実施。(復旧が完了した公立学校の割合は98%、国立学校は96%、私立学校は99%(平成27年3月現在))。
- 〇 津波で被災した公立学校施設の移転に伴う用地取得・造成経費を新たに 災害復旧の枠組みで支援(平成23年度から補助対象)。
- 〇 子供の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となる学校施設の耐震化等について、必要な予算を確保するとともに、地方公共団体等への個別の働きかけや手引の作成・配布等を行い、取組を推進(基本施策19-1関係)。

(学校給食について)

〇 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食に関する 検査を支援。平成26年度においては、福島県等11県を対象として学校 給食一食全体の提供後の検査等を実施。

(スポーツ機会の充実について)

○ 学校において地域の様々な機関が有する人的資源を効果的に活用し様々な取組をすることにより、子供のスポーツ機会を充実し体力向上につなげる取組を実施。

(児童生徒)

- → 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、心の ケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援を行う。 (学生等)
- → 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与する。
- → 東日本大震災により被災した学生等の修学機会を確保するため、引き続き必要な予算を確保する。

(学校施設)

- → 学校施設の復旧については、被災地からの要望等を踏まえて引き続き 支援を行う。
- → 学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策についても、必要な予算の確保等により引き続き推進。

(学校給食について)

→ 児童生徒や保護者のより一層の安心確保のためには、今後も継続的に 検査を実施する。

(スポーツ機会の充実について)

→ 被災地の子供のスポーツ機会を充実させるためには、今後も学校体 育を中心とした子供の体力向上のための総合的な取組を継続的に実施 する。

<u>絆づくりと活力あるコミュニティの形成</u>

- 〇 地域における絆づくり、地域コミュニティ形成に資する公立社会教育施 設の災害復旧を引き続き実施。
- 被災地の自律的な復興に向けては、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。このため、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成23年度より実施し、学校や公民館等を活用して、学習活動のコーディネートを行う人材等を配置するなど、地域住民の学習・交流活動の促進や子供たちの学びの環境等の改善を図る取組に対して自治体や実行委員会を支援(平成26年度事業委託団体数:25団体)。なお、平成25年6月に行われた「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」における指摘を踏まえ、平成26年度に「審査・評価委員会」を設置し、7月より事業の成果指標、今後の事業の在り方等について検討。
- 大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業は、被災地域の大学を中心として、地域復興センター的機能を整備し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援するため、平成23年度補正予算より被災地を中心とした14大学に対して支援。
- スポーツについては、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(スポーツ・レクリエーション活動の支援)」として、被災3県(岩手、宮城、福島)の総合型地域スポーツクラブ等(平成26年度:39箇所)において、地域の住民に対する定期的なスポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを実施し、運動不足の解消と地域コミュニティ再生のための活動の場を提供。
 - → 津波等により甚大な被害を被った自治体においては、街全体の復興計 画の策定、計画実行が遅れており、公立社会教育施設についても復旧計 画が遅れている状況。

- → 仮設住宅等における住民のスポーツ・レクリエーション教室等へのニ ーズは高く、被災地の強い要望もあることから、事業成果の検証・評価、 より効果的な事業成果をあげるための運用改善等に努めていく。
- → 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等を引き続き支援する とともに、関係省庁との密接な連携の下、基本方針を踏まえた東北地方 における医学部設置認可について着実に進める。

* 震災後の社会を生き抜く力の養成

- 〇 児童生徒等が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、放射線に関する教育の支援として副読本の作成・配布を行い(平成25年度)、教職員等を対象とした研修及び児童生徒等を対象とした出前授業を実施。
- 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るため、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を拠点とした連携体制を整備し、専門人材育成コース等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を平成23年度より実施。

【参考】実施箇所数

平成23年度 30件

平成24年度 26件

平成25年度 14件(平成25年度より、対象を被災3県の教育機関等に限定。)

- 自然災害等に対して、自ら危険を予測して回避するための「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災教育の手法の開発・普及等を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施。
- 〇 中央教育審議会に学校安全部会を設置し、防災教育をはじめとした安全 教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心 に専門的な調査審議を実施。
- 今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料を改 訂し、全国の学校等へ配布。
- 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等への支援に加え、特例として東北地方に一校に限り医学部新設について認可を行うことを可能とする基本方針を策定。

- → 放射線に関する教育を支援するため、研修及び出前授業を引き続き実[`] 施していく。
- → 「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」について、 引き続き実施するとともに、当該事業の成果物について、一層の普及及 び活用の促進を図る。
- → 防災教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る。
- → 学習指導要領改訂に当たり、防災教育をはじめとした安全教育の系統的な内容を確保するために、教育課程全体の中で検討を行う。
- → 防災をはじめとした安全教育に関する教職員の研修等の充実により、 資質の向上を図る。
- → 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等を引き続き支援する とともに、関係省庁との密接な連携の下、基本方針を踏まえた東北地方 における医学部設置認可について着実に進める。

創造的復興を実現する人材の養成

- 〇 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体(自治体・大学・NPO法人等)の取組を支援(平成26年度予算額:5,000万円、委託件数:9件)。
 - → 今後も、被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援の充 実を図っていく。